

FUJINOMIYA SHINKIN BANK

みやしんの現状

DISCLOSURE 2023





理事長 小池 孝治

ごあいさつ

平素は、私ども富士宮信用金庫をご支援、ご愛顧いただき厚く御礼申し上げます。本年もみなさまに当金庫についてのご理解を一層深めていただくために、ディスクロージャー誌「みやしんの現状2023」を作成いたしました。

本誌では、当金庫の経営理念に基づくビジョンや業績・経営状態に加え、事業内容、地域とお客さまへの取り組み状況などをわかりやすく紹介しておりますので、ご高覧賜りますようお願い申し上げます。

令和5年度の日本経済はコロナ禍からの急速な回復により、個人の旅行や関連消費が拡大し、また円安によるインバウンド需要も復活して旅行・宿泊業を中心に大幅に改善しつつあります。一方、高騰した原材料等の価格転嫁は業種や地域によって大きく異なるほか、人手不足により商機を失う中小企業は少なくありません。また食品などの生活必需品の値上げも消費者マインドを下押しする結果となっており、業種や購買層によって景況感や消費性向の足並みが揃うためにはしばらく時間がかかりそうです。

当金庫は「地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます」の経営理念のもと、協同組織金融機関として地域が抱える課題の解決に尽力してまいりました。私どもの本懐は、顧客本位の地域・事業支援を基軸とした、金融仲介機能を発揮することが何より重要であると認識し、役職員一人ひとりが、信用金庫のあり方として、「地域経済発展への寄与、地域中小企業の育成健全化に貢献するものでなければならない」を念頭に、「みやしん」らしさを発揮し、融資の小口多数取引主義に原点回帰することで地域に根差した経営をめざしてまいります。

当金庫は今年創立90周年を迎えました。引き続き地域社会の未来に貢献できるよう、役職員が一致して次の創立100周年に向けて新たな歴史を地域のみなさまと共に創造してまいります。

みなさまにおかれましては、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

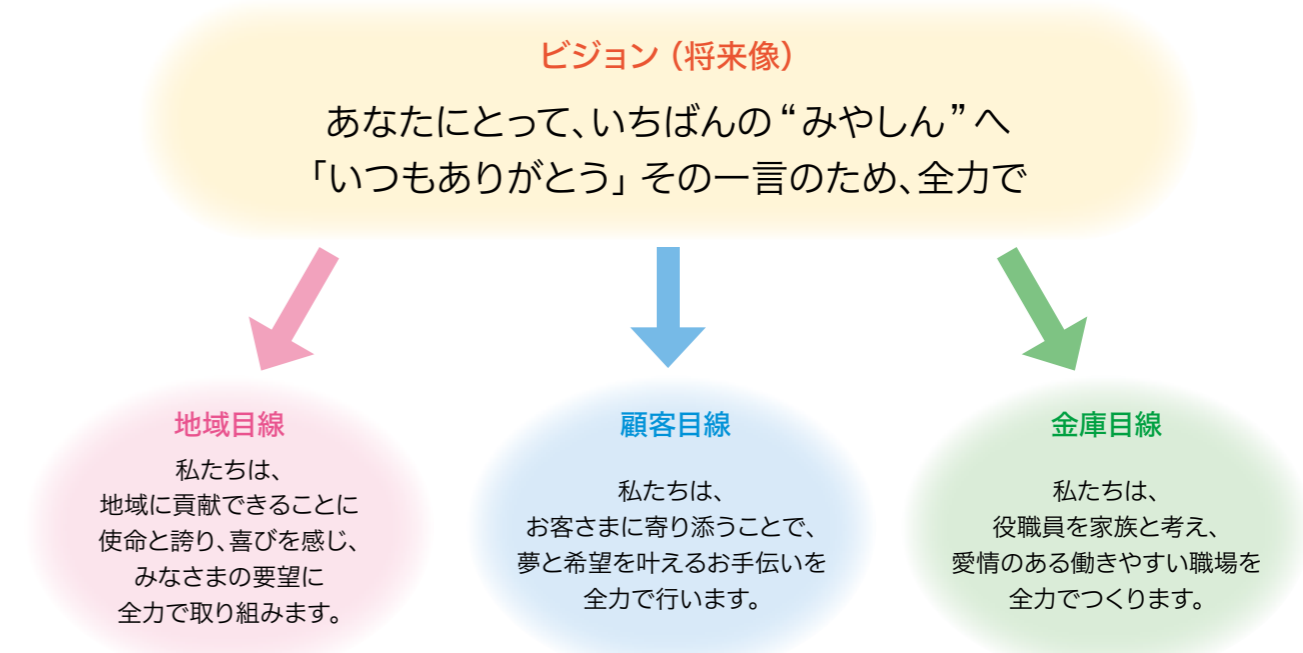
令和5年7月

■ 経営理念

地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます

- 1 私たちは、地域金融機関として、心のこもったサービスを提供し、地元の繁栄に貢献します。
- 2 私たちは、健全経営を基本として自己資本の充実につとめ、社会的責任を遂行します。
- 3 私たちは、創造的で夢と感動のある職場をつくり、お客さまの信頼に応えます。

■ 富士宮信用金庫のビジョン



CONTENTS

経営理念、ビジョン	1	利益相反管理方針の概要	8
みやしんと地域社会／業績のご報告	4	個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて	8
顧客保護等管理方針	6	金融仲介機能の発揮に向けた取り組み状況について	9
個人情報保護宣言	6	中小企業の経営改善への取り組み	10
サイバーセキュリティ取組方針	6	主要な事業の内容	16
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	6	当金庫の概要	36
金融商品に係る勧誘方針	6	当金庫の沿革	37
反社会的勢力に対する基本方針	6	総代会制度について	38
マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー	7		

■ コンプライアンス態勢

1. 基本方針

富士宮信用金庫は、地域金融機関として揺るぎない信頼を得るため、「コンプライアンス」を経営の最重要課題と位置付け、役職員一人ひとりが業務の健全性と適切性を確保するため高い倫理観と使命感を持ってコンプライアンスを実践します。

2. 行動基準

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

富士宮信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令等やルールの厳格な遵守)

あらゆる法令等やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

経営等の情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取組み)

資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

富士宮信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

3. コンプライアンス通報制度

(通報者および相談者)

通報窓口・相談窓口の利用者は、当金庫の役職員等(金庫役職員・パート職員・派遣社員・退職者(退職後1年未満)等)および当金庫の取引事業者の従業員(退職後1年未満)が、役職員の違法・不正・トラブル等を発見した場合、通報受付窓口へ直接通報することができます。

(注)当金庫の取引事業者の従業員とは、当金庫の事業を請負・委託契約等に基づいて行う他の事業者の従業員をいう。

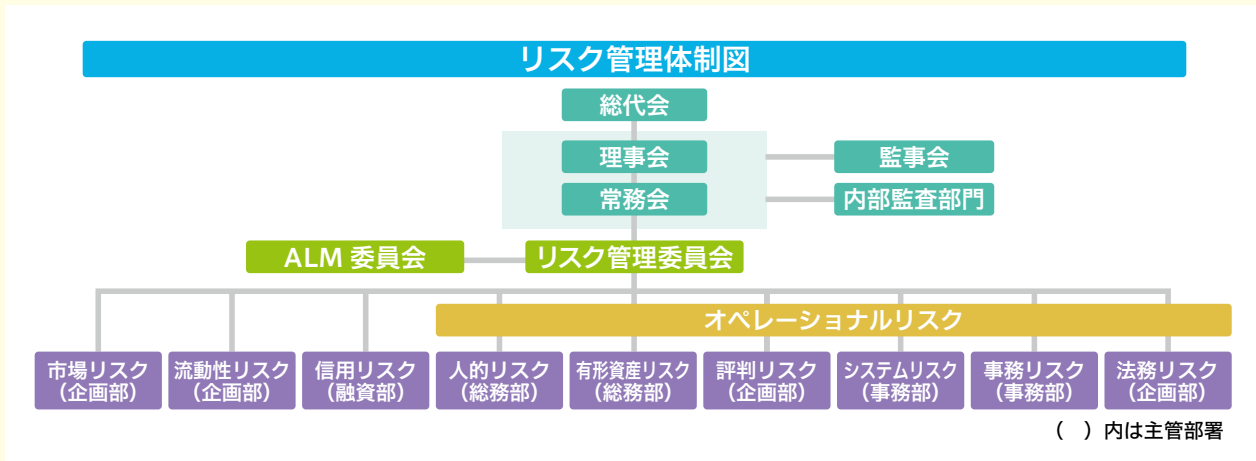
リスク管理体制

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、金融機関が直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク（与信集中リスク、銀行勘定の金利リスク等）も含めて、それぞれのリスク区分毎（信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク等）に評価したリスクを総体的に捉え、金融機関の経営体力（自己資本）と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことです。

リスク管理体制

金融機関をとりまくリスク（さまざまな要因によって、経営に予期せぬ損失を与える危険性）は、急速に高度化・複雑化しています。当金庫では、リスク管理を経営の重要課題と位置づけたうえで、経営に関するすべてのリスクを総体的に捉え、適切なリスク・コントロールを行い経営基盤を強固なものとするため、「統合的リスク管理態勢」の強化を図っております。管理すべきリスクは各々の担当部署が適切に管理するほか、各々のリスクを統合的に管理するリスク管理課を企画部内に設置し、組織横断的にリスク管理の調整を行い、「リスク管理の基本方針」を定めています。また、管理担当部署（委員会）や管理手法を定めた「管理規程」をリスクごとに策定し、定期的な分析により各リスクを把握・管理するとともに、理事長を委員長とするリスク管理委員会を開催し、重要事項は理事会への付議・報告を行うなど、金庫全体としてリスクを制御するよう努めております。



主なリスク管理について

● 信用リスク管理

信用リスクとは、企業や個人への貸出金及び利息が回収不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。また、実務研修の実施や、財務分析システム、企業信用格付の活用など、貸出審査能力の向上を図っております。

● 市場リスク管理

市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券等）・負債（預金等）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券等の価格の変動をもたらす「価格変動リスク」等により、保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクのことです。当金庫では、市場の変化による収益等への影響について予測・分析を行い、リスク全体を経営体力に見合った範囲内にコントロールするよう努めており、今後ともより健全な資産・負債のバランス、収益体質の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

● 流動性リスク管理

流動性リスクとは、市場の混乱などのために資金調達や資金繰りが難しくなることにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、流動性・健全性の確保を重視した市場運用を行う

とともに、支払準備の充実に努め、日々の安定的な資金繰り態勢を構築しております。また、不測の事態が発生した場合の資金対応についても、あらかじめ手順を定め、迅速かつ適切に対応できるよう備えております。

● オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスクには、「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」等があります。

「事務リスク」とは、役職員による事務上のミスや事故・不正等により損害を被るリスクであり、当金庫では発生を未然に防ぐために事務指導の徹底を図るとともに内部牽制機能の強化等に努めています。また、監査部の実施する定期的な監査により事故防止のための対策を講じています。

「システムリスク」とは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピュータの不正使用などによって損害を被るリスクであり、当金庫では、主要な業務について信用金庫業界が設立したしんきん共同センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理は万全の体制で対応しています。

「法務リスク」とは、金融機関の業務・経営に係る法令・内規等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、金融機関の信用失墜を招くなどの損失を被るリスクであり、当金庫では、コンプライアンス（法令等遵守）態勢の強化を図り、より高度な倫理観の確立に取り組んでいます。

みやしんと地域社会 ～創ります“夢あるあした”～

当金庫の地域活性化への取り組みについて

当金庫は、岳南地域（富士宮市・富士市）を主な事業区域とし、地元の中小企業者や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

昭和8年創業以来地域金融機関として、信用金庫の経営理念を忠実に守り、地元のお客さまからお預かりした大切な資金（預金積金）は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでいます。

今期の決算について（令和5年3月期）

当期の経常収益は、その他の業務収益が前期比52百万円減少したものの、資金運用収益が1億40百万円増加し、44億22百万円となりました。一方、経常費用は、その他の業務費用が92百万円増加したものの、経費が44百万円、その他経常費用が4億38百万円それぞれ減少し、34億16百万円となりました。この結果、経常利益は前期比5億31百万円増加し10億5百万円、当期純利益は前期比1億56百万円増加し5億7百万円となりました。

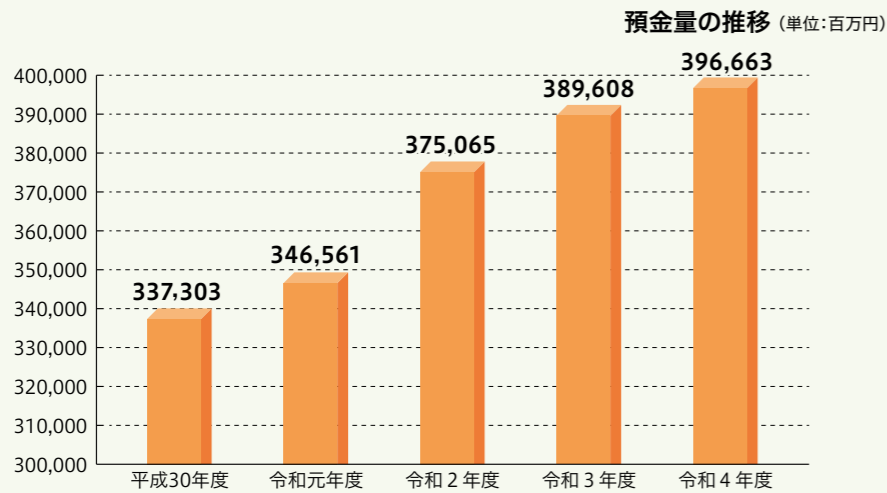
当金庫は、地域経済を活性化させ地域社会を持続可能なものとしていくために取引先企業の資金繰り支援に重点を置くとともに、事業回復のための経営改善、事業承継支援への取り組みを一段と強化することでその役割を果たしてまいります。

■ お客さまの預金について

預金積金残高

3,966億63百万円

預金業務については、夏季及び冬季定期預金キャンペーンによる「金利上乘せ型定期預金」を販売しました。また、WEB-FB契約先数、給与振込元請契約先数、年金受取先数等、流動性預金獲得のために積極的な営業活動を推進し、地域の「信頼の証」である預金の増加に向けて取り組んでまいりました。



富士宮 信用金庫

会員数 19,301人
常勤役員数 260名
出資金残高 6億92百万円
店舗数 19店舗

資金運用

貸出金

■ 地域のお客さまへのご融資について

貸出金残高

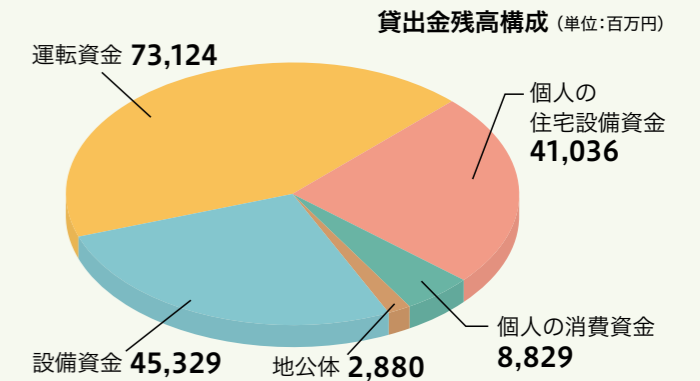
1,711億99百万円

預金積金に占める貸出金の割合

43.15%

お客さまからお預りいただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズにお応えし、地元中小企業の健全な発展や豊かな暮らしのお手伝いをすることを使命と考え、円滑な資金の供給を行う形で、お客さまや地域社会への還元を行っています。

また、インターネットにより申込から契約締結まで非対面で完結する「WEB完結型ローン」の推進により、お客さまの利便向上に努めております。一方、事業者のお客さま向けには、長期化した新型コロナウイルス感染症による影響で経営に支障が生じている事業所への支援を行うべく、昨年度に引き続き「新型コロナウイルス感染症伴走支援特別貸付」を活用した継続的な伴走支援に努めました。



■ ご融資以外の運用について

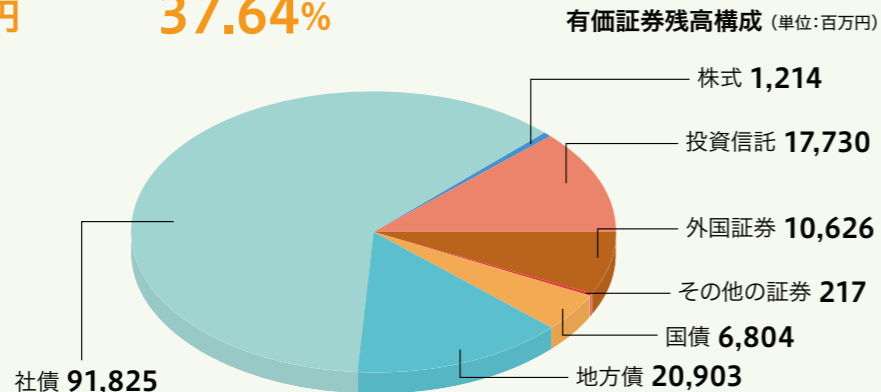
有価証券残高

1,493億23百万円

預金積金に占める有価証券の割合

37.64%

当金庫はお客さまの預金を、ご融資による運用の他に有価証券による運用も行っています。なお、有価証券の運用については、安全性第一を心掛けています。



■ 地域の中小企業へのご支援について

私達を取巻く厳しい経営環境のなか、当金庫は営業店と融資部顧客支援課が連携して地元お取引先企業の経営改善の取り組みを積極的にご支援しています。今後も地域金融機関としてお取引先企業個々の問題解決に結びつくきめ細かな取り組みを行い、地域経済の活性化に向けた事業支援活動を行ってまいります。

当金庫では、企業の経営者のみなさまとともに経営計画の作成、実行に参画し、企業の技術力や将来性、財務内容等を今まで以上に的確に把握できるよう、外部支援機関等との連携体制を構築しています。

～事業性評価への取り組み状況～

当金庫では、地域社会・地域経済への発展に貢献するための取り組み内容を自己評価するとともに、お客さまへ分かりやすくお伝えするために「金融仲介機能のベンチマーク」の指標を活用しています。

その指標の一つである事業性評価は、お客さまの強み・課題を対話の中で共有し、事業の内容や成長の可能性を適切に評価することです。共有した課題解決の方法としては、売り上げ増加などの本業支援とご融資などの金融支援があります。

■ 事業性評価への取り組み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業性評価を実施した先数	399	452	480

※令和5年3月までの累計実績

■ 事業性評価に基づいたご融資への取り組み

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業性評価に基づくご融資の件数	406	506	557
事業性評価に基づくご融資の金額 (単位:百万円)	32,065	40,110	48,191

※令和5年3月までの累計実績

お客さま保護に向けた取り組み

■ 顧客保護等管理方針

わたしたち富士宮信用金庫は、法令やルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な地域金融機関としての活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。

1. 当金庫は、お客さまの信頼確保に努めつつ、説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解やご経験・ご資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明及びリスク説明を行います。
2. 当金庫は、お客さまからのご意見やご相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
3. 当金庫は、お客さまの情報を、適切かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いや、お客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つように努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流失・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。
4. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう、努めてまいります。
5. 当金庫は、お客さまとの取引において、お客さまの利益が不当に害されることのないよう利益相反の管理を適切に行ってまいります。

※本方針において「お客さま」とは「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

■ 個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）

当金庫は、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

■ サイバーセキュリティ取組方針

富士宮信用金庫は、サイバーセキュリティへの取組が重要な経営課題であると認識し、サイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）、サイバーセキュリティ経営ガイドライン（経済産業省）、その他サイバーセキュリティに関する関係諸法令を遵守するとともに、継続的な態勢整備に努めます。

1. 経営陣は、サイバーセキュリティリスクを認識し、自らリーダーシップを発揮し対策を進めます。
2. 業務委託先を含めたセキュリティ対策の整備に努めます。
3. サイバーセキュリティ対策にかかる情報連携・情報開示に努めます。

■ お客さま本位の業務運営に関する基本方針

富士宮信用金庫では、経営理念である「地域の成長と前進を求め みなさまと共に歩みます」の実践に向け、お客さま本位の業務

運営を実現すべく、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を制定いたしました。

「お客さま本位の業務運営」の取組状況を定期的に公表し、企業文化として定着するよう努めてまいります。

1. 〈お客さまの最善の利益の追求〉
お客さまの投資目的、ライフプラン、資産状況を把握した上で、お客さまの最善の利益となる商品・サービスの提案に努めます。
2. 〈利益相反の適切な管理〉
取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について正確に把握し、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように、利益相反の懸念がある場合には、適切に管理します。
3. 〈手数料等の明確化〉
お客さまに負担していただく手数料等費用の詳細について、適切な資料に基づき、提供するサービスの内容とともに説明します。
4. 〈お客さまへの重要な情報の分かりやすい提供〉
金融商品・サービスの提供にあたり、お客さまの投資判断に必要な商品のリスクとリターンとの関係やご案内する商品・サービスの選定理由等の重要な情報の提供を行うとともに、分かりやすい丁寧な説明に努めます。
5. 〈お客さまにふさわしいサービスの提供〉
お客さまの金融知識や投資経験、購入等の目的、資産状況等を総合的に勘案して、お客さまのニーズにあった適切な金融商品をお客さまに理解していただける形で提案するよう努めます。
6. 〈職員に対する適切な動機づけの枠組み〉
質の高い金融サービスを提供するため職員研修の充実に努め、お客さま本位の取り組みを企業文化として定着させるよう、職員への教育の徹底に努めます。

■ 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

■ 反社会的勢力に対する基本方針

私ども富士宮信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

- 3.当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 4.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 5.当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策への取組みについて

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策は、わが国および国際社会が取り組まなければならない喫緊の課題でありその重要性が高まっております。

当金庫はマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策を経営の最重要課題の一つと位置付け、「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー」を制定しております。

また、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の態勢整備・強化のため「マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策委員会」を設置し、当金庫の取引が犯罪に利用されないようルールの見直しや対策の実効性向上に努めております。

ご預金の契約時や、入出金、送金取引等の際、お取引理由や資金源資についてお客さまにお尋ねしたり、各種確認書類の提示などをお願いすることがございますが、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の取組みの重要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

お客さま情報の定期的な確認についてのご協力をお願いします

お客さまが金融犯罪に巻き込まれないように、また、早急なご連絡が必要な際の連絡先の把握等のために、当金庫では「お客さま情報に関する確認」を実施しております。

実施方法は、既にお取引いただいているお客さまに対して、お客さまの現在の情報（生年月日、ご連絡先、ご職業、お取引目的等）を確認させていただき手続きをお願いするご案内のハガキを順次郵送させていただきます。

お手数をおかけいたしますが、本取組みにご理解を賜り、ご回答にご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、回答方法は、QRコードによる回答のほか、お電話、お取引窓口でのお手続きも可能ですのでご不明な点がございましたら、お取引の営業店またはハガキ記載の連絡先までお問い合わせください。



マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策ポリシー

富士宮信用金庫は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく、基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

1. 運営方針

理事会は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけ、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に対応できる管理態勢を構築します。具体的には、組織全体で連携・協働してマネロン・テロ資金供与のリスクを特定・評価するための枠組みの構築、各部門の利害

調整、マネロン・テロ資金供与リスクの特定・評価を実施するための指導・支援、マネロン・テロ資金供与リスクの評価結果を踏まえたポリシー・規程・手順等の策定、マネロン・テロ資金供与リスクを適切にコントロールするために必要となる経営資源の配分等について、主導性を発揮します。

また自金庫のマネロン・テロ資金供与リスクが変化した場合や、運営上の課題が確認された場合には、改めてポリシー・規程・手順等の見直しを検討し、マネロン・テロ資金供与対策の実効性を高める対応態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務部とし、事務部が関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取組みます。

3. リスクベース・アプローチ

リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理方針

適切な取引時確認を実施し、顧客や取引のリスクに即した対応策を実施する態勢を整備します。また、顧客から定期的な情報収集、取引時の記録等から取引実態等を定期的に調査・分析することで、継続的な顧客管理による対応策の見直しを図ります。

5. 疑わしい取引の届出

営業店からの報告、またはシステムによるモニタリング・フィタリングで検知した取引を基に、顧客の属性、取引時の状況等を総合的に検証・分析することで、疑わしい顧客や取引等を適切に把握し、当局に速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資産凍結の措置

テロリスト等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に対する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

マネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、主管部である事務部による営業店、ATM等における対策の実効性を定期的に検証し、対策の実効性確保に向けた改善を進めるとともに、独立した内部監査部門による定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえて、さらなる改善に努めます。

9. 顧客からの理解促進

顧客からの定期的な情報収集に向けて、当金庫のホームページ、営業店、ATM等を活用して、顧客からの理解を得るための周知、広報活動に取組みます。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着していくために、以下のとおり取組みます。

- 1.お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法（一定の金利の上乗せ等）を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたくうえで検討いたします。

- 2.上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

- 3.経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

■ 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引
 - (2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法
 - ② 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
 - ③ 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
 - ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
 - ⑤ その他の方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

■ 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報等の取扱いに係るお客さまからの苦情処理に適切に取り組めます。なお、当金庫の個人情報等の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記の当金庫相談窓口までご連絡下さい。

【個人情報等に関する相談窓口】

富士宮信用金庫 業務部営業企画課
住 所：〒418-8686 静岡県富士宮市元城町 31-15
電話番号：0544-23-3117 FAX：0544-23-6222
Eメール：privacy@miyashin.co.jp

■ 富士宮信用金庫における金融ADRへの取り組み

当金庫は、お客さまからの問い合わせ・相談・要望・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または企画部リスク管理課で受け付けています。

■ 苦情処理措置

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

富士宮信用金庫 企画部 リスク管理課	
住所	〒418-8686 富士宮市元城町 31 番 15 号
電話番号	0544-23-3145
受付時間	9:00 ~ 17:00 (信用金庫営業日)
受付媒体	電話、手紙、Eメール (webmaster@miyashin.co.jp)

■ 紛争解決措置等

1. 当金庫は紛争解決のため、当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記企画部リスク管理課にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）	
1. 住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
2. 電話番号	03-3517-5825
3. 受付日時	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00 ~ 17:00
4. 受付媒体	電話、手紙、面談

2. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会及び静岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、企画部リスク管理課または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。

名称	東京弁護士会紛争解決センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-0031
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

名称	第一東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3595-8588
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 10:00 ~ 12:00、13:00 ~ 16:00

名称	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
電話番号	03-3581-2249
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:30 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

名称	静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター
住所	〒410-0832 静岡県沼津市御幸町 24-6
電話番号	055-931-1848
受付日時	月～金（祝日、年末年始除く） 9:00 ~ 12:00、13:00 ~ 17:00

金融仲介機能の発揮に向けた取り組み状況について

当金庫は「金融仲介機能のベンチマーク」の積極的な取り組みにより、お客さまのニーズや課題に応じた融資やソリューション（解決策）の提供を行い、お客さまの成長や地域経済の活性化に貢献していきます。

「金融仲介機能のベンチマーク」とは、金融機関における金融仲介機能の取り組み状況を客観的に評価できる指標として策定されたものです。

当金庫は、この趣旨を踏まえ、ベンチマークを活用した積極的な取り組みを行ってまいります。

取引先企業の経営改善や成長力の強化

共通ベンチマーク①		令和4年度		
当金庫がメインバンクとして取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業数の増加が見られた先数、及び同先に対する融資額	メイン先数	1,200先		
	メイン先の融資残高	679億円		
	経営指標が改善した先数	902先		
	経営指標等が改善した先に係る3年間の事業年度末の融資残高	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		344億円	379億円	409億円

◆メインバンク…融資シェア50%以上 ◆経営指標が改善した先…売上・営業利益率・就業人数のいずれかが向上または増加した先

取引先企業の抜本的再生等による生産性の向上

共通ベンチマーク②		令和4年度
当金庫が貸付条件変更を行っている中小企業の経営改善の進捗状況	好調先	10社
	順調先	22社
	不調先	351社 (347社)
	条変先数	383社

◆好調先…前期対比の売上高増減120%超の先
◆順調先…前期対比の売上高増減80%～120%の先
◆不調先…前期対比の売上高増減80%未満の先
()内は改善計画書未策定の先

共通ベンチマーク③		令和4年度
当金庫が関与した創業、第二創業の件数	当金庫が関与した創業件数	53件
	当金庫が関与した第二創業件数	0件

共通ベンチマーク④		令和4年度
ライフステージ別の与信先数及び事業年度末の融資残高	全与信先	2,588先 1,113億円
	創業期	112先 59億円
		85先 28億円
	成長期	2,113先 872億円
		46先 11億円
	低迷期	232先 143億円
		再生期

◆全与信先…個人取引先を除いた事業取引先
◆創業期…創業、第二創業から5年まで
◆成長期…売上高平均で直近期が過去3期の120%超
◆安定期…売上高平均で直近期が過去3期の80%～120%
◆低迷期…売上高平均で直近期が過去3期の80%未満
◆再生期…貸付条件の変更または延滞がある期間

担保・保証依存融資姿勢からの転換

共通ベンチマーク⑤		令和4年度	
当金庫が事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額、全与信先数及び融資に占める割合	事業性評価に基づく融資を行っている与信先数及び融資額	先数	230先
		融資金額	471億円
	上記計数の全与信先数及び当該与信先の融資残高に占める割合	先数	8.9%
		融資金額	42.3%

◆事業性評価に基づく融資を行っている与信先数と当該与信先の事業年度末の融資残高

「経営者保証に関するガイドライン」への取り組み状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際、真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	323件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	10.39%
保証契約を解除した件数	48件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件

お客様の経営課題をサポート

中小企業の経営改善への取り組み

取り組み方針について

当金庫では、地域の中小企業への経営支援について、必要な資金を安定的に供給するとともに、経営課題を十分に把握したうえで、お客さま個々の事情について柔軟に対応した経営改善支援に取り組む方針であり、コンサルティング機能を発揮し、お客さまの立場に立った真摯な対応に努めています。

態勢整備について

当金庫では、融資部顧客支援課と営業店が連携して地域の中小企業への経営支援に取り組んでいます。融資部顧客支援課には営業店店長経験者を配し、営業店の活動フォローを行っているほか、外部支援機関の専門家・アドバイザーの利用に係る窓口、静岡県中小企業活性化協議会、静岡県事業承継・引継ぎ支援センタースタッフとの定期的な意見交換・情報交換など、効果的な経営支援活動が行えるよう態勢を整備しています。

取り組み内容

創業・新規事業開拓へのご支援

当金庫は、地域における創業や中小企業の新規事業進出のために、各種ローンをご用意しています。また、地域の商工団体と連携してお客さまの事業計画策定のご支援に取り組んでいます。

成長段階におけるご支援

当金庫は「中小企業経営力強化支援法」に基づく認定支援機関として、各種補助金申請に関するご相談、販路拡大に関するご相談など中小企業からのさまざまなご相談に対応しています。

経営改善・事業再生・業種転換等のご支援

経営改善・事業再生支援等の取り組みに関して、当金庫は「経営支援先」を選定し重点的な経営支援活動を行うなど、お客さま個々の事情に対応した機動的な経営改善支援活動を行っています。具体的な支援メニューとしては、創業支援、事業計画書策定支援、経営改善活動支援、事業再生支援、外部支援機関利用支援（静岡県中小企業活性化協議会、（公財）静岡県産業振興財団による専門家派遣事業等）、ビジネスマッチング支援等が挙げられます。

また、「しずおか中小企業支援ネットワーク」に参画することで、これらの活動の実効性向上に努めているほか、静岡県事業承継・引継ぎ支援センターと連携し、事業承継に関する相談を適宜行っています。

中小企業支援等の取り組み

中小企業脱炭素経営支援のための職員向けセミナーを実施しました

大手企業の脱炭素経営への取り組みが進む中で、サプライチェーンの一員として中小企業にもその要請が高まりつつあります。しかしながらそのノウハウがないばかりに脱炭素化への取り組みが遅れ、サプライチェーンに留まることができなくなる（取引先として選ばれなくなる）リスクが高まっています。

そこで中小企業の脱炭素経営支援のために、低価格でわかりやすく二酸化炭素排出量を計量・可視化できるサービスを提供すべく、信金中央金庫を通じて三井物産株式会社の100%子会社であるe-dash株式会社（東京都千代田区）と業務提携、併せて支店長を中心とした職員向け勉強会を実施いたしました。

当金庫はSDGsのパートナーシップとして金融を通じた地域経済の持続可能性と環境の好循環に資するための職員教育にも注力しております。



共同・協業販路開拓支援事業について

当金庫取引先事業者において、商談目的の展示会・商談会等で新たな取引先や売上高増加を図る取り組みに向けた「共同・協業販路開拓支援補助金」を活用した販路開拓支援事業を実施しました。

本事業の目的は、新たな販路の開拓にチャレンジすることで地元企業の経営安定化を図り、将来に向けて持続的な事業展開を可能とします。

また、本事業を実施するにあたり、地域ブランドを確立し、付加価値をつけると共に、専門家を招聘し、既存商品のブラッシュアップを図り、競合他社の商品との差別化、優位性を高めます。

令和5年1月12日～18日 セレオ八王子にて、令和5年2月22日～28日 グランデュオ立川にて『富士宮物産展』を開催しました。



第12回富士宮産業フェアについて

富士宮市制施行80周年および富士宮商工会議所創立75周年を記念し、令和4年11月19日（土）・20日（日）に、第12回富士宮産業フェアが開催されました。

標記フェアは、地方創生が注目される中、富士宮市の事業者が自社をPRする5年に一度のイベントであり、『わがまち富士宮を活力ある元気なまちにそして未来につなぐ』をテーマに、未来の地域産業を担う若い世代や子供達の興味を引き出す為、また、多くの来場者に対し、参加企業を学びの場として「働き方」「創り出す楽しさ」「常識を覆すひらめき」を五感で感じる企画を展開する事で、地域産業の振興発展を支える人材育成の一助となる事を目的としております。

当金庫も本フェアの趣旨に賛同し、ブースを出展しました。



お客様のシニアライフをサポート

無料土曜年金相談会の開催について

毎月第2土曜日には、「みやしんお客さま相談プラザ」にて社会保険労務士等による「無料土曜年金相談会」を開催し、「年金に関する書類の見方がわからない」「私は何歳から年金をもらえるの?」「仕事を続けても年金をもらえるの?」など、気になっていたけど、今まで聞けなかった年金に関する疑問や不安に専門家とシニアアドバイザー課担当スタッフが無料でお答えしています。



■ 社会貢献活動

■ 富士宮市立病院への寄贈について

令和3年9月から令和4年4月まで3回実施した当金庫の新型コロナウイルスワクチンの職域接種時には、救急対応に関する富士宮市立病院の受入態勢への全面協力のなか、同病院の医療従事者のみなさま並びに取引先医療事業者さまのご協力をいただき、無事に実施することができました。

多大なるご協力をいただいた富士宮市立病院に対する感謝の意を示すと共に地域医療を支える医療従事者の方々を応援する観点から、令和5年1月25日に寄付金と観光絵本「こめたの ふじのみやみ一つけた」50冊を寄贈致しました。



■ 富士宮市の市制施行80周年記念事業「観光絵本」の寄贈について

令和4年度に富士宮市が市制施行80周年を迎え、各種記念事業を実施するそのひとつの事業として、「観光絵本」を作成し市内の2歳から5歳の幼児がいる世帯への無償配布を計画しております。

当金庫では、富士宮市の地域社会発展への協力や当金庫の経営理念「地域の成長と前進を求めみなさまと共に歩みます」の観点やSDGsで掲げる目標4「質の高い教育をみんなに」の実践として、富士宮市出身の絵本作家である「ふくだのぞみ」氏の作画による富士宮市と(株)旅行読売出版社の図書制作プロジェクトに資金面のサポートと子育て世代の当金庫職員3名が監修役として参加させていただき、完成した幼児向け図書「こめたの ふじのみや み一つけた」7,000冊を富士宮市に寄贈致しました。



■ 静岡県東部4信金（富士宮信用金庫・三島信用金庫・沼津信用金庫・富士信用金庫）の役職員による食料支援の実施について

静岡県東部4信金「共同SDGs宣言」によるSDGsの「目標12：つくる責任 つかう責任」における食品ロス減少に寄与するため、東部4信金の役職員が協力し各家庭に眠っている食料品（お米、乾麺、缶詰、ビン類、インスタント・レトルト食品）を持ち寄りました。

持ち寄った食料品は、新型コロナウイルス感染拡大等の影響を受け、生活が困窮している方への支援品として、それぞれが関係する地域の社会福祉協議会等の支援団体を通じて寄贈しました。当金庫が収集した食料品は、令和5年3月15日に富士宮市社会福祉協議会へ寄贈致しました。



SDGsへの取り組み

富士山SDGsの推進に向けた包括連携に関する協定書に基づく「富士山SDGs推進パートナー宣言書」を公表いたしました。

令和4年5月20日、富士宮市・富士宮商工会議所・芝川商工会・東京海上日動火災保険(株)・当金庫の5団体において「富士山SDGsの推進に向けた包括連携に関する協定書」を締結いたしました。

その枠組みの中で、富士宮市のSDGs普及促進に向けた取り組みに賛同した事業者・団体等が、「富士山SDGs推進パートナー制度」に加盟、各々が「富士山SDGs推進パートナー宣言書」を策定しております。これは各事業者が取り組むSDGsの目標を掲げたもので、1年毎の取り組み結果や進捗状況を報告し、「2030年のあるべき姿（中長期的な目標）」の実現を目指したもので、当金庫もパートナー企業として宣言書を公表いたしました。



取り組み内容

アイコン	内容	取り組み内容
 1 貧困をなくそう  12 つくる責任 つかう責任	<ul style="list-style-type: none"> ・貧困をなくそう ・つくる責任つかう責任 	国際協力機構（JICA）などが発行する債券、（社会貢献債/ソーシャルボンド）への投資によって日本に限らず世界の社会開発事業に貢献する。 食品を廃棄せず寄付することで食品ロス減少に寄与する。また生活が困窮している方への支援も兼ねて実施していく
 5 ジェンダー平等を実現しよう  8 働きがいも経済成長も	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等を実現しよう ・働きがいも経済成長も 	性別や国籍などを問わず、職員が自分の個性を発揮して働ける職場環境を整備していく。 ワークライフバランスを実現するために、業務の効率化に組み込み、労働環境を改善することで残業削減や有給休暇の取得率を向上させる。
 14 海の豊かさを守ろう  15 陸の豊かさも守ろう	<ul style="list-style-type: none"> ・海の豊かさを守ろう ・陸の豊かさも守ろう 	植物由来樹脂セルロースファイバーを51%以上含有する環境配慮型のカルトン（現金トレー）の採用実績を皮切りに、証書入などのプラスチック利用削減に取り組んでいく。 電力債を含む社債等のうち、二酸化炭素排出量削減のための資金調達に係るトランジションボンド、グリーンボンドに投資することで低炭素社会に移行（トランジション）するためのプロジェクトに参画する。

90th Anniversary みやしん ＝感謝＝

「みやしん」は創立90周年を迎えました

昭和8年（1933年）6月『有限責任大宮町信用組合』として
スタートしたみやしんはこのたび創立90周年を迎えました
これまで「みやしん」を支えてくれた地域のみなさまへの感謝の意を込めて
「ご預金」「ご融資」の記念商品をご用意しました

記念定期預金 「Tomorrow（トゥモロー）」

**みやしん創立90周年
記念定期預金
—Tomorrow—**

取扱期間 R5.6月1日～R6.1月31日

**90th Anniversary
みやしん
＝感謝＝**

預入金額
20万円～1000万円未満

※1年 **0.045%**
※3年 **0.100%**

【定期預金のご契約が寄付へ繋がります】
500万円以上の定期預金
※最高額0.005%相殺額(上限45万円)を
新築・増築・修繕・改修・耐震化等に関するセンターに
寄付し、(お寄せの金額は異なります)
【ご契約者さまへ送呈します】
① 感謝状(90枚) ② 1万円相当の
「オリジナルギフトカタログ」を贈呈し、
抽選(予定) 令和6年5月10日(金)
(抽選結果は当店のホームページにてお知らせいたします)
③ ご契約者さまに創立90周年記念品を送呈し、
(予定数量は別途案内いたします)

富士宮信用金庫

記念ローン 「ReBORN（リボーン）」

**みやしん創立90周年
記念感謝ローン
「ReBORN」**

取扱期間 R5.4月5日～R6.3月31日

みやしん創立90周年の感謝を込めて、特別融資をご用意しました！

- 1事業者あたり
3,000万円以内
- 運転資金
5年以内
設備資金
10年以内
- 担保
原則不要

●詳しくはご来店をおすすめいたします。最寄りの店舗にお問い合わせください。
●資金の使途によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

富士宮信用金庫

預金ならびに融資商品はみやしんへご相談ください。

みやしんでは、さまざまなライフイベントに応じた商品を取り揃えております。
お客さまの計画的なご準備やいざという時の資金の相談にお応えします。

ためる

みやしん子育て応援団

子育て応援団

0.05% 0.10%

子育て応援団

定期積金

金額	1年	2年	3年	5年
5,000円	50,000円	1,000,000円	1,500,000円	2,000,000円
3,000円	30,000円	600,000円	900,000円	1,200,000円
2,000円	20,000円	410,000円	610,000円	810,000円
1,000円	10,000円	205,000円	305,000円	405,000円
500円	5,000円	102,500円	152,500円	202,500円
300円	3,000円	61,500円	91,500円	121,500円
200円	2,000円	41,000円	61,000円	81,000円
100円	1,000円	20,500円	30,500円	40,500円
50円	500円	10,250円	15,250円	20,250円

0.10%

定期積金

相続定期預金

0.10%

相続定期預金

Happy Return

Happy Return

みやしん子育て応援団 プラス

0.10% 0.15%

子育て応援団 プラス

みやしんスーパー年金定期預金

0.10% 0.125%

スーパー年金定期預金

後見支援預金

毎月10日

後見支援預金



かりる

カーライフプラン

1.64%

3.04% 1.64%

3.28% 1.88%

0.8% 0.6%

カーライフプラン

変動金利型住宅ローン「オアシス」

0.750%

変動金利住宅ローン

リフォームローン

リフォームローン

WEBで完結フリーローン

5.00% 9.50% 14.50%

フリーローン

新教育ローン

2.25%

1.92%

新教育ローン

無担保住宅ローン

1.95%

2,000円

無担保住宅ローン

カードローン

10万円

30万円

50万円

カードローン



※取扱商品の詳細は、当金庫本支店の窓口またはQRコードよりホームページをご確認ください。

主要な事業の内容

1 預金業務

当座預金、普通預金、貯蓄預金、定期預金、定期積金等を取り扱っております。

2 貸出業務

- ① 貸付 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取り扱っております。
- ② 手形の割引 商業手形等の割引を取り扱っております。
- ③ でんさい割引 電子記録債権の割引を取り扱っております。

3 内国為替業務

振込、代金取立等を取り扱っております。

4 有価証券投資業務

預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。

5 付帯業務

- ① 代理業務
 - ① 日本銀行歳入代理店及び国債代理店業務
 - ② 地方公共団体の公金取扱業務
 - ③ 信金中央金庫等の代理店業務
 - ④ 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 - ⑤ 信託契約代理業務
- ② 貸金庫業務
- ③ 債務の保証
- ④ 公共債の引受
- ⑤ 国債等公共債及び投資信託の窓口販売
- ⑥ 保険商品の窓口販売
(保険業法第275条第1項により行う保険募集)
- ⑦ 電子債権記録業に係る業務



資料編

財務諸表	18	管理債権などの状況	34
時価情報	23	証券業務	35
有価証券に関する指標	24	国際業務	35
資金調達・資金運用	25	その他業務	35
当金庫の自己資本の充実の状況等について	27		

信用金庫の開示項目

このディスクロージャー資料は信用金庫法施行規則に定められたディスクロージャーの開示基準に基づいて作成しておりますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しております。

1. 金庫の概要及び組織に関する事項		・有価証券の種類別の残存期間別の残高	24
・事業の組織	36		
・理事・監事の氏名及び役職名	36		
・会計監査人の名称	36		
・事務所の名称及び所在地	40		
2. 金庫の主要な事業の内容	16		
3. 金庫の主要な事業に関する事項		4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	4、5	・コンプライアンス態勢	2
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況		・リスク管理体制	3
・経常収益、経常利益、当期純利益	22	・金融 ADR への取り組み	8
・出資総額及び出資総口数	22	・経営者保証に関するガイドラインへの取り組み状況	9
・純資産額、総資産額	22	・中小企業の経営改善及び	
・預金積金残高、貸出金残高	22	地域の活性化のための取り組み状況	10
・有価証券残高	22		
・単体自己資本比率	22	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
・出資に対する配当金	22	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	18～21
・職員数	22	(2) 信用金庫法開示債権及び	
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		金融再生法開示債権の保全・引当状況	34
① 主要な業務の状況を示す指標		(3) 自己資本の充実の状況等について	27～33
・業務粗利益および業務粗利益率	22	・自己資本の構成に関する事項	27
・業務純益、実質業務純益、コア業務純益および		・自己資本の充実度に関する事項	28
コア業務純益（投資信託解約損益を除く。）	22	・信用リスクに関する事項	
・総資産経常利益率、総資産当期純利益率	22	（リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	
・利鞘	22	及び証券化エクスポージャーを除く。）	29、30
・資金運用収支の内訳	23	・信用リスク削減手法に関する事項	31
・受取利息および支払利息の増減	23	・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに	
② 預金に関する指標		関するリスク管理の方針及び手続きの概要	31
・流動性預金、定期性預金、その他の預金の平均残高	25	・証券化エクスポージャーに関する事項	31
・固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の		・オペレーショナル・リスクに関する事項	31
区分ごとの定期預金の残高	25	・出資等エクスポージャーに関する事項	32
③ 貸出金等に関する指標		・リスク・ウエイトのみなし計算が適用される	
・預貸率の期末値及び期中平均値	22	エクスポージャー	32
・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び		・金利リスクに関する事項	33
割引手形の平均残高	25	・用語解説	33
・固定金利及び変動金利の区分ごとの		(4) 次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、	
貸出金の残高	25	時価及び評価損益	
・担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額	25	・有価証券	23
・使途別の貸出金残高	26	・金銭の信託	24
・業種別の貸出金残高及び		・規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引	
貸出金の総額に占める割合	26	（デリバティブ取引等）	24
④ 有価証券に関する指標		(5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	34
・預証率の期末値及び期中平均値	22	(6) 貸出金償却の額	34
・有価証券の種類別の平均残高	24	(7) 金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に	
		ついて会計監査人の監査を受けている場合はその旨	19
		6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の	
		状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定め	
		るもの	
		・報酬体系について	21

財務諸表

■ 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日	令和4年度 令和5年3月31日
(資産の部)		
現 金	3,096	9,404
預 け 金	96,656	97,939
買 入 金 銭 債 権	177	136
有 価 証 券	154,444	149,323
国 債	6,959	6,804
地 方 債	23,381	20,903
社 債	95,957	91,825
株 式	1,296	1,214
そ の 他 の 証 券	26,849	28,574
貸 出 金	169,475	171,199
割 引 手 形	2,475	2,413
手 形 貸 付	4,422	3,985
証 書 貸 付	150,631	150,190
当 座 貸 越	11,945	14,609
そ の 他 資 産	1,965	1,994
未 決 済 為 替 貸	78	85
信 金 中 金 出 資 金	1,395	1,395
前 払 費 用	8	6
未 収 収 益	426	424
そ の 他 の 資 産	57	82
有 形 固 定 資 産	2,394	2,351
建 物	798	767
土 地	1,443	1,434
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	153	149
無 形 固 定 資 産	33	26
ソ フ ト ウ ェ ア	22	17
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	11	9
繰 延 税 金 資 産	568	369
債 務 保 証 見 返	716	576
貸 倒 引 当 金	△2,537	△2,746
(うち個別貸倒引当金)	(△2,251)	(△2,364)
資 産 の 部 合 計	426,992	430,576

(単位:百万円)

科 目	令和3年度 令和4年3月31日	令和4年度 令和5年3月31日
(負債の部)		
預 金 積 金	389,608	396,663
当 座 預 金	8,565	8,835
普 通 預 金	175,138	178,462
貯 蓄 預 金	4,704	4,688
定 期 預 金	177,663	181,437
定 期 積 金	19,573	19,573
そ の 他 の 預 金	3,961	3,665
そ の 他 負 債	611	673
未 決 済 為 替 借	114	118
未 払 費 用	120	119
給 付 補 填 備 金	4	3
未 払 法 人 税 等	136	178
前 受 収 益	18	16
払 戻 未 済 金	8	14
払 戻 未 済 持 分	1	2
職 員 預 り 金	134	129
資 産 除 去 債 務	3	3
そ の 他 の 負 債	68	87
賞 与 引 当 金	124	122
役 員 賞 与 引 当 金	3	—
退 職 給 付 引 当 金	915	911
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	142	115
偶 発 損 失 引 当 金	46	54
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	17	16
債 務 保 証	716	576
負 債 の 部 合 計	392,185	399,134
(純資産の部)		
出 資 金	694	692
普 通 出 資 金	694	692
利 益 剰 余 金	35,289	35,783
利 益 準 備 金	686	694
そ の 他 利 益 剰 余 金	34,603	35,088
特 別 積 立 金	33,900	34,200
当 期 未 処 分 剰 余 金	703	888
処 分 未 済 持 分	—	△0
会 員 勘 定 合 計	35,984	36,476
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△1,178	△5,033
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△1,178	△5,033
純 資 産 の 部 合 計	34,806	31,442
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	426,992	430,576

■ 損益計算書

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
経 常 収 益	4,273,717	4,422,127
資金運用収益	3,708,935	3,849,686
貸出金利息	2,391,806	2,495,692
預け金利息	188,156	219,772
有価証券利息配当金	1,093,305	1,098,803
その他の受入利息	35,666	35,418
役務取引等収益	442,986	457,442
受入為替手数料	210,545	193,182
その他の役務収益	232,440	264,260
その他業務収益	70,612	17,704
外国為替売買益	1,576	1,872
国債等債券売却益	21,239	—
国債等債券償還益	832	649
その他の業務収益	46,964	15,183
その他経常収益	51,183	97,294
株式等売却益	41,564	94,831
その他の経常収益	9,618	2,462
経 常 費 用	3,799,054	3,416,421
資金調達費用	56,291	52,061
預金利息	52,965	49,039
給付補填備金繰入額	2,636	1,810
借入金利息	—	470
その他の支払利息	689	741
役務取引等費用	296,558	308,202
支払為替手数料	58,727	50,413
その他の役務費用	237,830	257,789
その他業務費用	46,919	139,879
国債等債券償還損	23	72,419
その他の業務費用	46,895	67,460
経 費	2,644,114	2,599,435
人 件 費	1,825,796	1,818,064
物 件 費	790,606	753,335
税 金	27,710	28,034
その他経常費用	755,171	316,841
貸倒引当金繰入額	742,344	289,541
貸出金償却	357	10,347
株式等売却損	4,767	2,368
株式等償却	6,312	—
偶発損失引当金繰入額	1,388	14,534
その他の経常費用	—	49
経 常 利 益	474,663	1,005,705

(単位:千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
特 別 損 失	26,514	9,988
固定資産処分損	87	601
減損損失	26,426	9,386
税引前当期純利益	448,148	995,717
法人税、住民税及び事業税	236,004	289,521
法人税等調整額	△139,421	198,518
法人税等合計	96,583	488,039
当期純利益	351,565	507,678
繰越金(当期首残高)	351,944	381,095
当期末処分剰余金	703,510	888,773

- (注) 1.記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2.出資1口当たり当期純利益金額36円57銭
3.企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示しておりません。当事業年度における顧客との契約から生じる収益は、457,425千円であります。
4.収益を理解するための基礎となる情報は、貸借対照表の注記において、重要な会計方針とあわせて注記しております。

■ 剰余金処分計算書

(単位:円)

科 目	令和3年度	令和4年度
	令和 3年 4月 1日から 令和 4年 3月31日まで	令和 4年 4月 1日から 令和 5年 3月31日まで
当期末処分剰余金	703,510,623	888,773,745
積立金取崩額	—	2,560,500
利益準備金限度超過取崩額	—	2,560,500
剰余金処分量	322,414,985	513,751,791
利益準備金	8,681,100	—
普通出資に対する配当金	(年2%) 13,733,885	(年2%) 13,751,791
特別積立金	300,000,000	500,000,000
繰越金(当期末残高)	381,095,638	377,582,454

令和4年6月25日開催の第90期通常総代会および令和5年6月22日開催の第91期通常総代会で承認を得た、令和3年度および令和4年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

令和4年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書(以下、「財務諸表」という。)並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

令和5年6月23日
富士宮信用金庫

理 事 長

小池 孝治

1. 貸借対照表の注記

- 注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|---------|
| 建物 | 19年～50年 |
| その他 | 3年～20年 |
4. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当金規程により、次のとおり計上しております。日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先償却及び重要先償却に相当する償却については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先償却に相当する償却については、償却額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先償却及び重要破綻先償却に相当する償却については、償却額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。
- すべての償却は、資産の自己査定基準規程に基づき、営業関連部門等が資産査定を実施し、当該部門等から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会企業会計基準適用指針第25号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
10. 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- | | |
|---|--------------|
| (1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在） | |
| 年金資産の額 | 1,740,569百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,807,426百万円 |
| 差引額 | △66,857百万円 |
| (2) 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合 | |
| 令和4年3月31日現在 | 0.107% |
| (3) 補足説明 | |
| 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高162,618百万円及び別途積立金957,607百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金21百万円を費用処理しております。なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。 | |
11. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しております。
14. 役員取引等収益は、役員提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、外国為替送金取次手数料等の外国為替取次業務に基づくものがあります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式により行っております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
16. 投資信託の解約・償還に伴う差損益については、投資信託の各銘柄ごとに益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は「負債等債券償還損」に計上することとしております。
17. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目のうち、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。
- | | |
|-------|----------|
| 貸倒引当金 | 2,746百万円 |
|-------|----------|
- 貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来業績見通し」は、新型コロナウイルス感染症の影響を含め、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
18. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 記載する事項はありません。
19. 有形固定資産の減価償却累計額 2,978百万円
20. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。
- | | |
|--------------------|-----------|
| 破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 | 1,412百万円 |
| 危険債権額 | 9,265百万円 |
| 三月以上延滞債権額 | 108百万円 |
| 貸出条件緩和債権額 | －百万円 |
| 合計額 | 10,785百万円 |
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。
- 危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。
- 三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。
- 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った

貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

- なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
21. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた、商業手形の額面金額は2,413百万円であり、担保に供している資産は次のとおりであります。
- | | | |
|---------------------------|---------------------|--------|
| 担保に供している資産 | 有価証券 | 303百万円 |
| 担保資産に対応する債務 | 別段預金 | 37百万円 |
| 上記のほか、内国為替決済引等との担保として、預け金 | 6,012百万円を差し入れております。 | |
23. 出資1口当たりの純資産額 2,270円58銭
24. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針
- 当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)を行っております。
- (2) 金融商品の内容及びそのリスク
- 当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、その他有価証券を保有しております。
- これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ① 信用リスクの管理
- 当金庫は、融資事務規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、規程に沿った経営陣による審査会、定期的な関連部署による信用リスク管理委員会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資部がリスク管理委員会へ報告し検討しております。
- 有価証券の発行体の信用リスクは、企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ② 市場リスクの管理
- ア. 金利リスクの管理
- 当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。市場リスクに関する要領等において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、理事会において決定された市場リスク管理方針に基づき、実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、定期的に理事会に報告しております。
- イ. 為替リスクの管理
- 当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理し、継続的にモニタリングを行っております。
- ウ. 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券・預け金等運用規程に従い行われております。このうち、企画部では、市場運用商品の購入を行っており、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通して、価格変動リスクの軽減を図っております。保有している株式については、企画部で市場環境や財務状況などをモニタリングしております。これらの情報は企画部を通じ、理事会及びALM委員会において定期的に報告されております。
- エ. デリバティブ取引
- デリバティブ取引は行っていません。
- オ. 市場リスクに係る定量的情報
- 当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」であります。また、価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品としては、「有価証券」のうち株式、投資信託があります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債の市場リスク量をバリュエーション・アット・リスク (VaR) により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内になるよう管理しております。当金庫のバリュエーション・アット・リスク (VaR) は分散共分散法（保有期間240日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和5年3月31日（当事業年度の決算日）現在当金庫の市場リスク量（損失額の推計値、相関考慮後）は、全体で8,711百万円です。ただし、バリュエーション・アット・リスク (VaR) は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測するものであり、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- ③ 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。
25. 金融商品の時価等に関する事項
- 令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価の算定方法については注1）参照。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表に含めておりません（注2）参照。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。（単位：百万円）
- | | 貸借対照表計上額 | 時 価 | 差 額 |
|---------------|----------|---------|---------|
| (1) 預け金 (*1) | 97,939 | 95,721 | △ 2,217 |
| (2) 買入金銭債権 | 136 | 135 | △ 0 |
| (3) 有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 149,290 | 149,290 | - |
| (4) 貸出金 (*1) | 171,199 | | |
| 貸倒引当金 (*2) | △ 2,713 | | |
| | 168,486 | 167,879 | △ 607 |
| 金融資産計 | 415,852 | 413,027 | △ 2,825 |
| (1) 預金積金 (*1) | 396,663 | 396,691 | 27 |
| 金融負債計 | 396,663 | 396,691 | 27 |
- (*1) 預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。
- (*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。
- (注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、直近1ヵ月以内に新規で預け入れた場合の金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、取引金融機関から提示された価格によっております。

(3) 有価証券

株式、投資信託、出資金及び債券は、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格、または公表された基準価格によっております。なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については26.と27.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額。

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を令和5年3月31日を基準日とした過去3ヵ月の平均実効金利の利率で割り引いて算出した価額。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び定期積金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、令和5年3月31日を基準日として過去3ヵ月の平均実効金利の利率を用いております。また、定期預金及び定期積金満期経過分については、将来のキャッシュ・フローの見積りも困難なため、帳簿価額としております。

(注2)市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含めておりません。(単位:百万円)

区分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	7
信金中央金庫出資金(*1)	1,395
投資事業組合等出資金(*2)	25
合計	1,428

(*1)非上場株式、信金中央金庫出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	27,000	31,012	4,000	24,000
買入金銭債権	-	136	-	-
有価証券				
其他有価証券のうち	10,185	34,638	66,329	8,380
満期があるもの				
貸出金(*2)	25,188	52,704	35,183	41,797
合計	62,373	118,490	105,512	74,177

(*1)預け金の内流動性預け金は、含めておりません。

(*2)貸出金の内延滞債権等将来のキャッシュ・フローの見積りが困難な債権は、含めておりません。

(注4)有利子負債の決算日後の償還予定額 (単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	141,046	58,377	3	365
合計	141,046	58,377	3	365

(*)預金積金の内満期経過の定期預金、定期積金及び要求払預金は、含めておりません。

26. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」を含めております。27も同様であります。(単位:百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	904	502	402
	債券	29,013	28,839	173
	国債	2,580	2,565	15
	地方債	8,129	8,088	40
	社債	18,302	18,184	117
	その他	4,218	3,728	489
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	小計	34,135	33,070	1,065
	株式	302	362	△59
	債券	90,521	93,040	△2,519
	国債	4,224	4,548	△324
	地方債	12,773	13,159	△385
	社債	73,523	75,332	△1,808
その他	24,330	27,850	△3,520	
小計	115,154	121,253	△6,099	
合計		149,290	154,324	△5,033

27. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位:百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	131	58	-
債券	300	0	-
社債	300	0	-
その他(*)	580	53	△72
合計	1,011	113	△72

(*)その他には投資事業組合等の純損益を当金庫の出資持分割合に応じて株式等売却益又は株式等売却損として計上した額は含めておりません。

28. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、42,374百万円であり、このうち契約残存期間が1年以内のものが16,660百万円となっております。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極限額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

29. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
賞与引当金	33百万円
貸倒引当金	518
役員退職慰勞引当金	32
退職給付引当金	252
減価償却費	12
減損損失	39
偶発損失引当金	15
その他有価証券評価差額金	1,394
その他	70
繰延税金資産小計	2,370
評価性引当額	△2,000
繰延税金資産合計	369

繰延税金負債
その他 0百万円

繰延税金負債合計 0

繰延税金資産の純額 369百万円

30. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度末の契約資産、顧客との契約から生じた債権及び契約負債の金額は、それぞれ以下のとおりであります。

契約資産	-百万円
顧客との契約から生じた債権	6百万円
契約負債	-百万円

31. 会計方針の変更
企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表への影響はありません。

報酬体系について

1. 対象役員
当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要
【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】
退職慰勞金につきましては、在任期間中に毎月引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

a. 決定方法 b. 決定時期と支払時期

(2) 令和4年度における対象役員に対する報酬等の支払総額 (単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬額	121

(注) 1. 対象役員に該当する理事は7名、監事は1名です。(期中に退任した者を含む)

2. 上記の内訳は、「基本報酬」98百万円、「賞与」0百万円、「退職慰勞金」22百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち、当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営または財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和4年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、令和4年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 令和4年度において対象役員が報酬等と同額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

■ 主要な事業の状況（直近の5事業年度）

（単位：百万円・％・千口・人）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	3,833	4,057	4,618	4,273	4,422
経常利益	520	778	877	474	1,005
当期純利益	430	597	543	351	507
出資総額	675	679	686	694	692
出資総口数	13,518	13,595	13,725	13,899	13,848
純資産額	36,311	35,126	36,039	34,806	31,442
総資産額	377,482	384,870	414,060	426,992	430,576
預金積金残高	337,303	346,561	375,065	389,608	396,663
貸出金残高	134,344	138,746	158,887	169,475	171,199
有価証券残高	106,404	142,398	142,173	154,444	149,323
単体自己資本比率	25.55	22.34	21.59	20.17	19.95
出資に対する配当金（千円）	13,476	13,427	13,614	13,733	13,751
（出資1口あたり）（円）	1	1	1	1	1
役員数	13	13	13	12	12
（うち常勤役員数）	8	8	8	7	7
職員数	253	249	251	254	253
会員数	18,230	18,370	18,741	19,155	19,301

■ 経費の内訳

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
人件費	1,825,796	1,818,064
報酬給与手当	1,329,106	1,330,925
退職給付費用	148,623	144,431
その他	348,066	342,707
物件費	790,606	753,335
事務費	348,417	365,324
（うち旅費・交通費）	885	1,431
（うち通信費）	19,710	19,026
（うち事務機械賃借料）	2,831	3,383
（うち事務委託費）	252,558	258,157
固定資産費	153,516	142,647
（うち土地建物賃借料）	19,849	20,002
（うち保全管理費）	103,384	95,638
事業費	49,023	67,247
（うち広告宣伝費）	6,309	5,268
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	25,658	30,025
人事厚生費	17,058	12,246
減価償却費	115,887	111,592
その他	106,702	54,277
税金	27,710	28,034
合計	2,644,114	2,599,435

■ 業務粗利益

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
資金運用収支	3,652,644	3,797,624
資金運用収益	3,708,935	3,849,686
資金調達費用	56,291	52,061
役務取引等収支	146,428	149,239
役務取引等収益	442,986	457,442
役務取引等費用	296,558	308,202
その他の業務収支	23,692	△122,174
その他業務収益	70,612	17,704
その他業務費用	46,919	139,879
業務粗利益	3,822,765	3,824,689
業務粗利益率	0.93%	0.90%

（注）1. 業務粗利益率 = 業務粗利益 / 資金運用勘定平均残高 × 100
2. 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

■ 業務純益

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度
業務純益	1,017,184	1,145,696
実質業務純益	1,200,575	1,241,384
コア業務純益	1,178,526	1,313,154
コア業務純益 （投資信託解約損益を除く）	1,105,441	1,285,524

（注）1. 業務純益 = 業務収益 - （業務費用 - 金銭の信託運用見合費用）
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないこととしています。
また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額（または取崩額）を含みます。
2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

■ 総資産利益率

（単位：％）

	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.11	0.23
総資産当期純利益率	0.08	0.11

（注）総資産経常（当期純）利益率 = $\frac{\text{経常（当期純）利益}}{\text{総資産（債務保証見返を除く）平均残高}} \times 100$

■ 預貸率・預証率

（単位：％）

	令和3年度	令和4年度	
預貸率	期末残高	43.49	43.15
	平均残高	43.16	43.52
預証率	期末残高	39.64	37.64
	平均残高	39.65	40.52

（注）1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
預金量に対して貸出量がどの位あるかを示す比率です。
2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$
預金量に対する有価証券の保有割合を示す比率です。

■ 利鞘

（単位：％）

	令和3年度	令和4年度
資金運用利回	0.90	0.91
資金調達原価率	0.71	0.67
総資金利鞘	0.19	0.23

■ 資金運用収支の内訳

(単位:平均残高百万円、利息千円、利回り%)

	平均残高		利 息		利回り	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
資 金 運 用 勘 定	409,467	421,558	3,708,935	3,849,686	0.90	0.91
内 貸 出 金	162,748	169,322	2,391,806	2,495,692	1.46	1.47
預 け 金	95,581	93,033	188,156	219,772	0.19	0.23
有 価 証 券	149,545	157,652	1,093,305	1,098,803	0.73	0.69
資 金 調 達 勘 定	377,212	389,604	56,291	52,061	0.01	0.01
預 金・積 金	377,080	389,043	55,602	50,849	0.01	0.01
借 入 金	—	427	—	427	—	0.10

(注)「資金運用勘定」は無利息預け金の平均残高(令和3年度444百万円、令和4年度380百万円)を、控除して表示しております。

■ 受取・支払利息の増減

(単位:百万円)

	令和3年度			令和4年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	236	△277	△40	108	32	140
うち 貸 出 金	183	△85	98	97	6	103
預 け 金	4	6	10	△4	36	31
有 価 証 券	32	△181	△149	47	△41	5
支 払 利 息	3	△20	△17	3	△7	△4
うち 預 金・積 金	3	△20	△17	3	△8	△4
借 入 金	—	—	—	0	0	0

(注)残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で表示しております。

■ 1店舗当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
預 金	20,505	20,877
貸 出 金	8,919	9,010

■ 職員1人当たり預金残高・貸出金残高 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
預 金	1,492	1,525
貸 出 金	649	658

■ 時価情報

① 有価証券の時価情報

1. 売買目的有価証券 該当する取引はありません。

2. 満期保有目的の債券 該当する取引はありません。

3. その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	令和3年度			令和4年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超える債券	株 式	939	468	470	904	502	402
	債 券	50,597	50,193	403	29,013	28,839	173
	国 債	2,826	2,801	24	2,580	2,565	15
	地 方 債	12,130	12,028	102	8,129	8,088	40
	社 債	35,640	35,363	277	18,302	18,184	117
	そ の 他	6,237	5,524	712	4,218	3,728	489
	小 計	57,774	56,187	1,587	34,135	33,070	1,065
貸借対照表計上額が取得原価を超えない債券	株 式	349	436	△87	302	362	△59
	債 券	75,700	76,813	△1,112	90,521	93,040	△2,519
	国 債	4,132	4,247	△115	4,224	4,548	△324
	地 方 債	11,251	11,433	△182	12,773	13,159	△385
	社 債	60,317	61,132	△815	73,523	75,332	△1,808
	そ の 他	20,581	22,146	△1,565	24,330	27,850	△3,520
小 計	96,631	99,397	△2,765	115,154	121,253	△6,099	
合 計		154,406	155,584	△1,178	149,290	154,324	△5,033

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

4. 子会社・関連会社株式で時価の有るもの 該当する取引はありません。

5. 市場価格のない株式等および組合出資金

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非 上 場 株 式	7	7
信 金 中 央 金 庫 出 資 金	1,395	1,395
投 資 事 業 組 合 等 出 資 金	30	25
合 計	1,432	1,428

(注) 1. 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 投資事業組合等出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和元年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

② 金銭の信託の時価情報

1. 運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2. その他の金銭の信託

該当ありません。

③ デリバティブ取引情報

金融先物取引等、金融等デリバティブ取引、先物外国為替取引、有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場先物取引、外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引については該当ございません。

有価証券に関する指標

■ 商品有価証券平均残高 該当する取引はありません。

■ 有価証券の残存期間別残高

令和3年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	927	1,899	—	—	—	4,132	—	6,959
地方債	3,329	5,820	1,517	2,250	9,883	580	—	23,381
社債	5,053	16,851	10,841	15,736	44,292	3,182	—	95,957
株式	—	—	—	—	—	—	1,296	1,296
外国証券	—	—	—	—	—	—	7,407	7,407
その他の証券	—	—	—	—	—	—	19,441	19,441

令和4年度

(単位:百万円)

	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め ないもの	合計
国債	1,180	706	—	—	—	4,917	—	6,804
地方債	2,913	3,950	1,800	2,377	9,406	455	—	20,903
社債	6,091	16,497	11,684	33,448	21,096	3,007	—	91,825
株式	—	—	—	—	—	—	1,214	1,214
外国証券	—	—	—	—	—	—	10,626	10,626
その他の証券	—	—	—	—	—	—	17,948	17,948

■ 有価証券科目別残高

平均残高

(単位:百万円・%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
国債	5,730	3.8	7,053	4.5
地方債	24,215	16.2	23,059	14.6
社債	97,304	65.1	96,183	61.0
株式	895	0.6	928	0.6
投資信託	18,552	12.4	19,954	12.7
外国証券	2,685	1.8	10,336	6.5
その他の証券	161	0.1	136	0.1
合計	149,545	100.0	157,652	100.0

資金調達・資金運用

預金科目別残高

平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
当座預金	8,232	2.2	8,016	2.1
普通預金	164,890	43.7	175,319	45.1
貯蓄預金	4,763	1.3	4,679	1.2
通知預金	—	0.0	0	0.0
その他預金	2,280	0.6	2,531	0.6
流動性預金	180,166	47.8	190,547	49.0
定期預金	177,128	47.0	179,058	46.0
定期積金	19,785	5.2	19,437	5.0
定期性預金	196,913	52.2	198,496	51.0
合 計	377,080	100.0	389,043	100.0

(注)「その他預金」は別段預金、納税準備預金の合計です。

固定・変動金利定期預金、その他定期預金の残高 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
固定金利定期預金	177,653	181,428
変動金利定期預金	9	8
その他	—	—
合 計	177,663	181,437

預金者別預金残高

(単位:百万円・%)

	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
個人	292,257	75.0	295,983	74.6
法人	79,243	20.3	79,145	20.0
金融機関	27	0.0	28	0.0
公金	18,079	4.7	21,506	5.4
合 計	389,608	100.0	396,663	100.0

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

令和3年度	令和4年度
379	386

貸出金科目別残高

平均残高

(単位:百万円・%)

科 目	令和3年度		令和4年度	
	残高	構成比	残高	構成比
割引手形	2,190	1.3	2,224	1.3
手形貸付	3,744	2.3	4,018	2.4
証書貸付	144,644	88.9	150,513	88.9
当座貸越	12,169	7.5	12,565	7.4
合 計	162,748	100.0	169,322	100.0

固定金利・変動金利貸出金残高

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
固定金利	68,184	67,750
変動金利	101,291	103,449
合 計	169,475	171,199

貸出金担保別内訳

(単位:百万円)

種 類	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	2,626	2,735
有価証券	28	28
動産	—	3
不動産	39,111	36,097
その他	21,405	21,648
計	63,171	60,512
信用保証協会・信用保険	51,187	50,430
保証	15,050	14,632
信用	40,065	45,623
合 計	169,475	171,199

債務保証見返の担保内訳

(単位:百万円)

種類	令和3年度	令和4年度
当金庫預金積金	7	3
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	159	148
その他	325	252
計	493	404
信用保証協会・信用保険	1	—
保証	1	1
信用	220	170
合 計	716	576

■ 使途別の貸出金残高

貸出金使途別残高

(単位:百万円・%)

使 途	令和3年度		令和4年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設 備 資 金	87,380	51.6	87,014	50.8
運 転 資 金	82,094	48.4	84,185	49.2
合 計	169,475	100.0	171,199	100.0

■ 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

貸出金業種別内訳

(単位:百万円・%)

業種区分	令和3年度			令和4年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製 造 業	356	30,223	17.8	358	31,134	18.2
農 業、林 業	41	1,249	0.7	43	1,381	0.8
漁 業	3	19	0.0	4	31	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	5	546	0.3	5	583	0.4
建 設 業	608	12,277	7.3	605	12,201	7.1
電気・ガス・熱供給・水道業	12	210	0.1	14	234	0.1
情 報 通 信 業	7	284	0.2	7	82	0.1
運 輸 業、郵 便 業	79	6,841	4.0	73	6,933	4.1
卸 売 業、小 売 業	440	13,836	8.2	433	13,581	7.9
金 融 業、保 険 業	19	8,446	5.0	19	9,432	5.5
不 動 産 業	273	24,851	14.7	284	26,244	15.3
物 品 賃 貸 業	4	197	0.1	4	224	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	84	1,181	0.7	89	1,060	0.6
宿 泊 業	18	1,052	0.6	20	1,120	0.7
飲 食 業	178	2,512	1.5	188	2,291	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	145	1,313	0.8	142	1,168	0.7
教育、学習支援業	27	936	0.6	28	749	0.4
医 療、福 祉	116	5,956	3.5	123	5,175	3.0
その他のサービス業	165	4,079	2.4	162	4,678	2.7
小 計	2,580	116,017	68.5	2,601	118,312	69.1
地 方 公 共 団 体	3	3,442	2.0	3	2,880	1.7
個 人	9,029	50,015	29.5	8,888	50,007	29.2
合 計	11,612	169,475	100.0	11,492	171,199	100.0

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

当金庫の自己資本の充実の状況等について

① 自己資本の構成に関する事項

1. 自己資本調達手段の概要

自己資本額のうち、当金庫が積立てているもの以外のものは、地域のお客さまからお預かりしている出資金が該当します。

2. 自己資本の構成状況

(単位:百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	35,971	36,462
うち、出資金及び資本剰余金の額	694	692
うち、利益剰余金の額	35,289	35,783
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	—	△0
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	285	381
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	285	381
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	36,256	36,843
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	33	26
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	33	26
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(ロ)	33	26
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ))/(ハ)	36,222	36,816
リスク・アセット等(3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	172,562	177,292
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,941	7,233
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(ニ)	179,503	184,526
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	20.17%	19.95%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

② 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	172,562	6,902	177,292	7,091
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	164,744	6,589	167,495	6,699
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	420	16	300	12
我が国の政府関係機関向け	2,006	80	2,012	80
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	19,352	774	19,969	798
法人等向け	75,336	3,013	75,068	3,002
中小企業等向け及び個人向け	31,412	1,256	32,173	1,286
抵当権付住宅ローン	6,029	241	5,687	227
不動産取得等事業向け	14,861	594	17,069	682
三月以上延滞等	361	14	332	13
取立未済手形	15	0	17	0
信用保証協会等による保証付	505	20	515	20
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	2,865	114	899	35
出資等のエクスポージャー	2,865	114	899	35
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	11,577	463	13,450	538
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	2,375	95	2,375	95
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,502	60	1,502	60
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	7,699	307	9,572	382
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化				
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	9,242	369	11,222	448
ルック・スルー方式	9,242	369	11,222	448
マンドレート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,941	277	7,233	289
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	179,503	7,180	184,526	7,381

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}}{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%} \times \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額×4%

③ 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、お客さまの倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであると認識のうえ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「信用リスク管理方針」、「信用リスク管理規程」等を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理体制を構築しています。

信用リスクの管理につきましては、小口多数取引の推進によるリスクの分散の他、自己査定による債務者区分別、業種別、及び与信集中によるリスク抑制のための大口与信取引先の管理など、さまざまな角度からの分析により、信用リスクを把握、管理し、貸出資産の健全化に努めております。

以上、一連の信用リスク管理状況については、リスク管理委員会やALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じ理事会、常務会といった経営陣に対する報告体制を整備しています。

貸倒引当金は「償却・引当規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率等を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査をうけるなど、適正な計上に努めています。

2. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈業種別・残存期間別〉

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高									
	貸出金、コミットメント 及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引		三月以上延滞 エクスポージャー	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国内	406,993	411,369	170,445	172,004	127,114	121,982	—	—	1,655	1,476
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域別合計	406,993	411,369	170,445	172,004	127,114	121,982	—	—	1,655	1,476
製造業	48,309	50,390	30,820	31,703	16,897	18,094	—	—	37	2
農業、林業	1,380	1,563	1,380	1,563	—	—	—	—	20	19
漁業	20	31	20	31	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	547	584	547	584	—	—	—	—	—	—
建設業	14,995	15,337	14,995	15,337	—	—	—	—	64	165
電気・ガス・熱供給・水道業	13,366	13,016	269	329	13,097	12,687	—	—	—	—
情報通信業	2,756	2,052	297	93	2,399	1,899	—	—	—	—
運輸業・郵便業	12,798	13,135	7,069	7,106	5,599	5,899	—	—	1	3
卸売業・小売業	16,828	16,573	14,629	14,373	2,199	2,199	—	—	715	601
金融業・保険業	109,719	112,621	8,525	9,512	8,397	8,298	—	—	—	—
不動産業	38,721	39,821	25,996	27,495	12,725	12,326	—	—	466	244
物品賃貸業	218	244	218	244	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,430	1,332	1,430	1,332	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,078	1,146	1,078	1,146	—	—	—	—	—	—
飲食業	3,253	3,013	3,253	3,013	—	—	—	—	19	68
生活関連サービス業、娯楽業	2,251	2,107	2,251	2,107	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	1,129	947	1,129	947	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	6,890	6,135	6,890	6,135	—	—	—	—	279	252
その他のサービス業	8,140	9,605	4,638	5,195	3,500	4,409	—	—	—	54
国・地方公共団体等	69,803	62,332	3,442	2,880	62,190	56,064	—	—	—	—
個人	41,396	40,720	41,396	40,720	—	—	—	—	51	63
その他	11,955	18,623	163	148	107	102	—	—	—	—
業種別合計	406,993	411,369	170,445	172,004	127,114	121,982	—	—	1,655	1,476
1年以下	150,612	172,753	118,515	123,568	9,379	10,166	—	—	—	—
1年超3年以下	84,521	62,400	9,117	10,331	24,392	21,056	—	—	—	—
3年超5年以下	23,772	21,386	11,449	7,782	12,323	13,603	—	—	—	—
5年超7年以下	24,727	42,299	6,724	5,678	18,002	36,621	—	—	—	—
7年超10年以下	68,838	44,494	19,599	18,618	45,238	21,876	—	—	—	—
10年超	40,573	47,719	3,795	5,061	17,778	18,658	—	—	—	—
期間の定めのないもの	13,947	20,315	1,243	963	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	406,993	411,369	170,445	172,004	127,114	121,982	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。

4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は、日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

3. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

34ページをご覧ください。

4. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		令和3年度	令和4年度
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	432	218	△213	36	218	255	0	—
農業、林業	10	14	4	4	14	19	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	103	14	△89	15	14	29	0	—
電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	2	1	△0	△0	1	1	—	—
運輸業、郵便業	11	2	△8	74	2	76	0	—
卸売業、小売業	697	768	71	△9	768	758	—	—
金融業、保険業	33	33	△0	△1	33	31	—	—
不動産業	266	764	497	△115	764	648	—	10
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術 サービス業	17	12	△4	1	12	14	—	—
宿泊業	2	2	—	—	2	2	—	—
飲食業	105	118	13	△0	118	118	—	—
生活関連サービス業、 娯楽業	7	—	△7	—	—	—	0	—
教育、学習支援業	0	—	△0	—	—	—	—	—
医療、福祉	173	219	46	32	219	252	—	—
その他のサービス業	60	55	△4	48	55	104	0	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	26	21	△4	26	21	48	—	—
その他	2	2	△0	0	2	2	—	—
合計	1,952	2,251	299	113	2,251	2,364	0	10

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

5. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

① リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、以下の4つの機関を採用しております。なおエクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- 株式会社格付投資情報センター (R&I)
- 株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス (S&P)

② リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	52,822	—	52,797
10%	1,100	23,920	900	22,774
20%	104,665	78	112,055	85
35%	—	17,492	—	16,515
50%	42,232	1,471	39,329	1,201
75%	—	74,567	—	74,052
100%	15,457	72,562	15,211	75,753
150%	—	240	—	323
200%	—	—	—	—
250%	—	381	—	369
合計		406,993		411,369

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー (経過措置による不参入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

④ 信用リスク削減手法に関する事項

1. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失を軽減するために、取引先によっては、不動産等担保や信用保証協会保証による保全処置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、検討の結果、担保又は保証人が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法として当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金・有価証券・不動産等、保証には、信用保証協会保証・民間保証機関保証等がありますが、その手続きについては、「融資事務規程」及び「しんぎん共同センター」のシステム等により適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「融資事務規程」等により適切な取扱いに努めております。

2. 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		2,883	2,977	46,691	45,931	—	—
①ソブリン向け		—	—	—	—	—	—
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—
③法人等向け		761	913	3,943	3,554	—	—
④中小企業等・個人向け		2,100	2,029	42,690	42,316	—	—
⑤抵当権付住宅ローン		—	—	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け		21	35	—	—	—	—
⑦三月以上延滞等		—	—	57	60	—	—
⑧上記以外		—	—	—	—	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便法を用いています。

⑤ 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当金庫における派生商品取引及び長期決済期間取引は、該当ございません。

⑥ 証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫は証券化取引を行っておりません。

⑦ オペレーショナル・リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、オペレーショナル・リスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であること、もしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当金庫に生じる損失にかかるリスク」と考えております。当金庫はオペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、評判リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、確実にリスクを認識し、評価しております。

リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、それぞれの主管部署において協議検討するとともに必要に応じて、経営陣による理事会等に報告する態勢を整えております。

2. オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

⑧ 出資等エクスポージャーに関する事項

1. 銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、投資信託、政策投資にあたる出資金等を当金庫が定める「有価証券預け金等運用規程」に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計・ゴルフ会員権処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

2. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	3,688	3,688	3,586	3,586
非上場株式等	1,433	1,433	1,429	1,429
合 計	5,122	5,122	5,015	5,015

(注) 1. 「上場株式等」には、投資信託等の裏付資産のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

2. 「非上場株式等」には、信金中央金庫出資金等のうち出資等エクスポージャーに該当する額が含まれます。

3. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	41	94
売 却 損	4	2
償 却	6	—

4. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	747	473

5. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

⑨ リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	23,491	26,957
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

10 金利リスクに関する事項

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、金利水準の変動により銀行勘定の資産や負債の経済価値あるいは収益が変動することによる影響を指しますが、当金庫においては定期的な評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢となっております。

金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下、IRRBB）の計測はALM委員会等で協議検討するとともに、経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたコントロールに努めています。

2. 金利リスクの算定方法の概要

開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE（注1）および Δ NII（注2）並びに当金庫がこれに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する事項は以下の通りです。

（注1）IRRBBのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

（注2）IRRBBのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

- ①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。
- ②流動性預金に割り当てられた最長の金利満期は5年です。
- ③流動性預金への満期の割当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
- ④固定金利貸出の期限前償還および定期預金の期限前解約については、金融庁が定める保守的な前提を採用します。
- ⑤複数の通貨の集計方法については、通貨別に算出した金利リスクの正値を合算し、通貨間の相関等は考慮していません。
- ⑥スプレッドに関する前提については、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
- ⑦内部モデルは使用していません。
- ⑧前事業年度末の開示から算定方法の前提に変動はありません。
- ⑨当期の重要性テスト（金利リスク（ Δ EVE）／自己資本の額）の結果は、問題のない水準と判断しています。今後も収益性等を考慮しつつ、金利リスクの適切なコントロールに努めていきます。

IRRBB1：金利リスク

（単位：百万円）

項番		Δ EVE		Δ NII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		令和4年度末	令和3年度末	令和4年度末	令和3年度末
1	上方パラレルシフト	8,856	9,949	115	178
2	下方パラレルシフト	0	0	29	13
3	スティープ化	8,890	9,437		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	8,890	9,949	115	178
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	36,816		36,222	

11 用語解説

No	用語	解説
1	リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛目を乗じ、再評価した資産金額をいいます。
2	エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
3	ALM	ALM (Asset Liability Management) は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法です。
4	派生商品取引	(=デリバティブ取引) 有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられます。
5	証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をする資産をいいます。

管理債権などの状況

① 信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円・%)

区 分	開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等による 回収見込額 (c)		貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
			担保・保証等による 回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)			
破産更生債権及びこれらに 準ずる債権	令和3年度	1,690	1,690	538	1,151	100.0%	100.0%
	令和4年度	1,412	1,412	221	1,190	100.0%	100.0%
危 険 債 権	令和3年度	7,918	7,000	5,902	1,097	88.4%	54.4%
	令和4年度	9,265	8,322	7,181	1,141	89.8%	54.7%
要 管 理 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	108	62	41	20	57.5%	30.6%
三 月 以 上 延 滞 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	令和3年度	—	—	—	—	—	—
	令和4年度	—	—	—	—	—	—
小 計 (A)	令和3年度	9,608	8,690	6,441	2,248	90.4%	71.0%
	令和4年度	10,785	9,797	7,444	2,352	90.8%	70.4%
正 常 債 権 (B)	令和3年度	160,675					
	令和4年度	161,072					
総 与 信 残 高 (A) + (B)	令和3年度	170,283					
	令和4年度	171,858					

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「正常債権(B)」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
7. 「担保・保証等による回収見込額(c)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金(d)」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借契約によるものに限る。)です。

② 貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	令和3年度	102	285	—	102	285
	令和4年度	285	381	—	285	381
個別貸倒引当金	令和3年度	1,952	2,251	259	1,692	2,251
	令和4年度	2,251	2,364	80	2,170	2,364
合 計	令和3年度	2,054	2,537	259	1,794	2,537
	令和4年度	2,537	2,746	80	2,456	2,746

〈解説〉

- 引当金は毎期必要額を繰り入れする洗替え方式です。
- 一般貸倒引当金は、自己査定結果に基づく債務者区分のうち、正常先債権と要注意先債権について、過去3年間の毀損額に基づき貸倒実績率を算出し、その実績率に基づき引当額を計上しております。
- 個別貸倒引当金は、債務者区分が正常先債権、要注意先債権以外の債権について担保等により回収可能と見込まれる額を差し引き、残額のうち必要額を引当計上しております。

③ 貸出金償却

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度
貸 出 金 償 却 額	357	10,347

証券業務

公共債引受額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	0	—
地方債	177	176
政府保証債	0	—
合計	177	176

公共債窓販実績

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
国債	6	80

国際業務

外国為替取次高

(単位:千米ドル)

		令和3年度	令和4年度
貿易	輸出	718	902
	輸入	283	244
貿易外		665	507
合計		1,669	1,655

その他業務

代理貸付残高内訳

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
信金中央金庫	617	493
日本政策金融公庫	361	334
住宅金融支援機構	332	272
福祉医療機構	—	—
福祉医療機構(住金併貸)	19	15
商工組合中央金庫	18	12
合計	1,347	1,126

内国為替取扱実績

(単位:百万円)

項目		令和3年度	令和4年度
送金・振込	仕向為替	303,165	303,593
	被仕向為替	317,269	330,573
	計	620,434	634,167
代金取立	仕向為替	6,284	3,569
	被仕向為替	120	76
	計	6,405	3,645
合計		626,839	637,812

当金庫の概要

役員一覧

令和5年7月1日現在



※1 非常勤理事の小林公一、山本英志は信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2 非常勤監事の本多孝士は信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

当金庫のプロフィール

令和5年3月31日現在

- 創 立 昭和8年6月5日
- 出資金 6億92百万円
- 会員数 19,301人
- 預 金 3,966億円
- 貸出金 1,711億円
- 常勤役職員数 260人
- 店舗数 19店舗

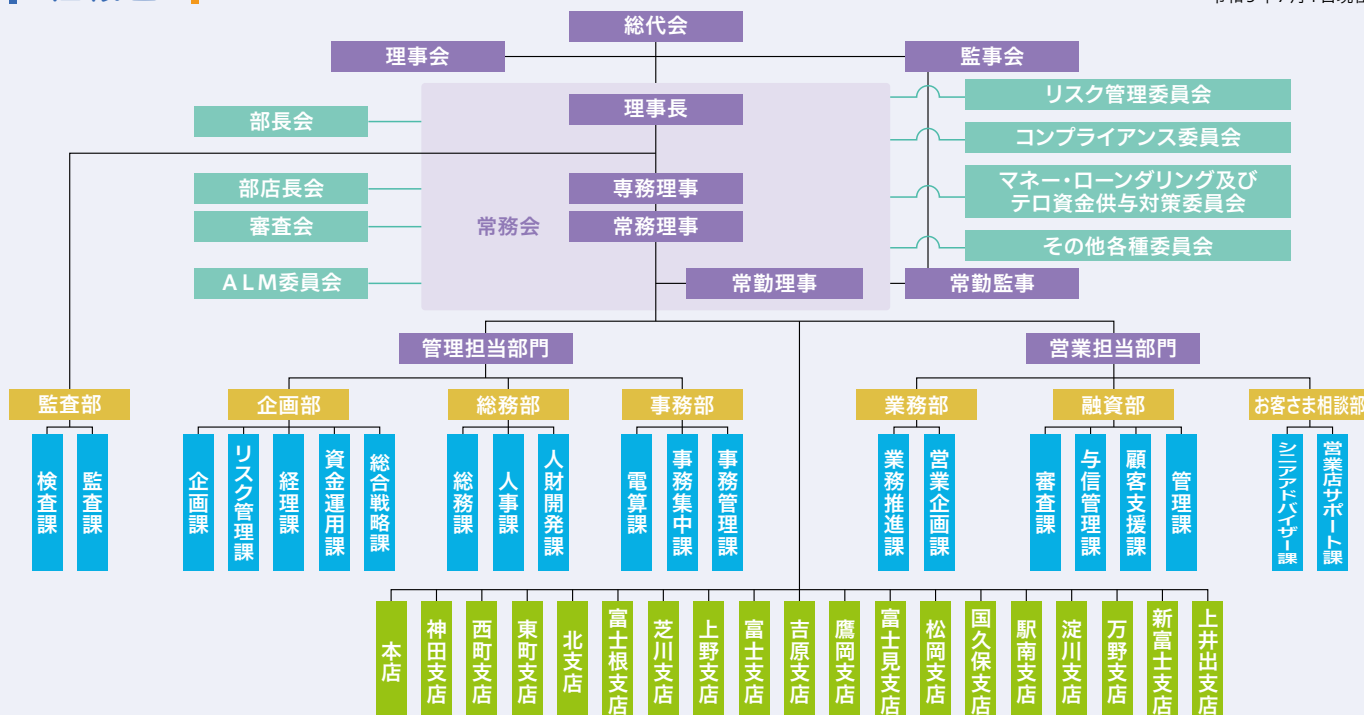
会計監査人の名称

令和5年7月1日現在

EY新日本有限責任監査法人

組織図

令和5年7月1日現在



OUTLINE

当金庫の沿革

昭和	8年 (1933年)	6月	「有限責任大宮町信用組合」設立
	8年 (1933年)	9月	西町出張所 (現西町支店) 開設
	13年 (1938年)	4月	東町出張所 (現東町支店) 開設
	17年 (1942年)	7月	市制施行により「有限責任富士宮市信用組合」に名称変更
	18年 (1943年)	7月	市街地信用組合法の施行により「富士宮市信用組合」に組織変更
	23年 (1948年)	5月	地区拡張認可吉原市、富士郡一円 (2町14村) を追加
	23年 (1948年)	7月	富丘支所 (現北支店) 開設
	25年 (1950年)	4月	中小企業等協同組合法に基づき信用協同組合に改組
	25年 (1950年)	12月	預金1億円達成
	26年 (1951年)	10月	信用金庫法に基づき「富士宮信用金庫」に組織変更
	27年 (1952年)	8月	富士根支店開設
	28年 (1953年)	2月	芝川支店開設
	28年 (1953年)	2月	地区拡張認可庵原郡内房村及び松野村を追加
	33年 (1958年)	9月	上野支店開設
	34年 (1959年)	3月	預金10億円達成
	36年 (1961年)	4月	新本店 (現神田支店) 竣工、営業開始
	45年 (1970年)	4月	預金100億円達成
	46年 (1971年)	4月	富士支店開設
	46年 (1971年)	9月	地区拡張認可庵原一円 (蒲原町、由比町) を追加
	48年 (1973年)	11月	日本銀行蔵入代理店の業務取扱開始 (本店)
	48年 (1973年)	12月	吉原支店開設
	49年 (1974年)	7月	地区拡張認可沼津市を追加
	51年 (1976年)	11月	鷹岡支店開設 (店舗数10店舗となる)
	53年 (1978年)	12月	預金500億円達成
	54年 (1979年)	3月	新本部建物で業務開始
	55年 (1980年)	4月	新本店営業開始、神田支店開設
	55年 (1980年)	9月	富士見支店開設
	57年 (1982年)	6月	松岡支店開設
58年 (1983年)	6月	地区拡張認可清水市を追加	
59年 (1984年)	9月	国久保支店開設	
60年 (1985年)	10月	駅南支店開設	
60年 (1985年)	11月	淀川支店開設	
61年 (1986年)	6月	地区拡張認可山梨県南巨摩郡富沢町、南部町を追加	
61年 (1986年)	9月	預金1,000億円達成	
62年 (1987年)	10月	万野支店開設	
平成	2年 (1990年)	11月	新富士支店開設
	4年 (1992年)	8月	中里支店開設
	6年 (1994年)	9月	財団法人みやしん地域振興協力基金を設立
	7年 (1995年)	7月	集中倉庫竣工 (駅南支店隣接地)
	10年 (1998年)	3月	預金2,000億円達成
	10年 (1998年)	4月	上井出支店開設 (店舗数20店舗となる)
	13年 (2001年)	4月	損害保険募集業務取扱開始
	13年 (2001年)	10月	投資信託の窓口販売開始
	13年 (2001年)	10月	イオンモール富士宮にATMを設置
	15年 (2003年)	4月	生命保険の窓口販売開始
	15年 (2003年)	6月	個人向け利付国債の取扱開始
	16年 (2004年)	11月	富士根支店移転営業開始
	22年 (2010年)	3月	富士見支店移転営業開始
	23年 (2011年)	2月	鷹岡支店移転営業開始
	25年 (2013年)	3月	吉原支店移転営業開始
	25年 (2013年)	5月	芝川支店移転営業開始
	26年 (2014年)	5月	がん保険、医療保険、標準傷害保険の取扱開始
	27年 (2015年)	2月	「みやしんサポート相談室 (みやサポ)」を神田支店3階に開設
	27年 (2015年)	6月	「みやしんお客さま相談プラザ」を北支店に併設
	28年 (2016年)	3月	預金3,000億円達成
29年 (2017年)	8月	後見支援預金の取扱開始	
29年 (2017年)	10月	信託契約代理業の取扱開始	
30年 (2018年)	4月	東町支店新店舗で営業開始	
31年 (2019年)	4月	「みやしんサポート相談室 (みやサポ)」を「みやしんお客さま相談プラザ」に移転	
令和	元年 (2019年)	11月	静岡県東部4信金「共同SDGs宣言」の公表
	元年 (2019年)	12月	中里支店廃止 (吉原支店に統合)
	3年 (2021年)	10月	富士宮市役所にATMを設置
	5年 (2023年)	5月	㈱スーパーオギノ富士宮弓沢店 (アクロスプラザ富士宮) にATMを設置

総代会

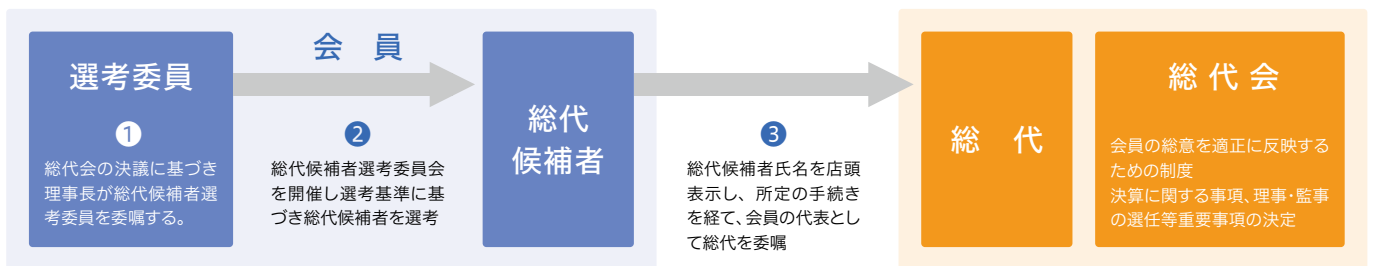
総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念とする協同組織金融機関です。会員は出資口数に関係なく1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加していただくこととなりますが、当金庫では会員数が多いため、総会に代えて総代会制度を採用しています。

総代会は決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されています。

また当金庫では、総代会以外にも総代懇談会の開催、ご意見箱の店頭設置、役職員による訪問活動等を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

総代会の仕組み



総代と選任方法

(1) 総代の任期・定数

総代の任期は3年です。

総代の定数は
70人以上100人以内です。

当金庫の営業地区を10区の選任区域に分け、各選任区域の総代の定数は会員数に応じて定められています。

総代の定年は総代選任規程にて
70歳となっております。

ただし、平成19年7月15日以降新たに選任された総代より適用

(2) 総代の選任方法

総代は会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続きを経て選任されます。

1 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。

2 総代候補者選考委員が選考委員会を開催し、総代候補者を選考する。

3 選考された総代候補者を会員が選任する。(異議があれば申し立てる)

総代候補者の選考基準

当金庫の会員であること。

地域において信望が厚く、
総代として相応しい人であること。

金庫の理念をよく理解し、
金庫に対する協力者であること。

第91期総代会の決議事項等

第91期通常総代会において、次の事項が報告ならびに決議され、それぞれ原案どおり承認されました。

1. 報告事項

・第91期（令和4年4月1日から令和5年3月31日）業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

2. 決議事項

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 〈第1号議案〉 第91期剰余金処分案承認の件 | 〈第4号議案〉 監事2名選任の件 |
| 〈第2号議案〉 会員の法定脱退（除名）承認の件 | 〈第5号議案〉 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 〈第3号議案〉 理事8名選任の件 | |

総代のお名前

令和5年7月15日現在

区分	店舗名	総代数	総代氏名	合計
1区	本店	5	渡邊正彦①・井出定雄⑧・早川信義⑥・木内賢治④・望月陵文①	11
	万野支店	6	赤池常良⑫・望月賢二⑧・川口照男⑦・赤池勝周⑥・鈴木義人⑤・柴田孝①	
2区	神田支店	6	小泉芳民⑩・関澤新一②・石田寛之①・佐野元産①・藤原信①・望月浩幸①	6
3区	西町支店	7	竹内昭八⑫・井上一彦⑤・遠藤次郎⑤・篠原徹③・矢部充啓③・佐野剛史②・渡邊浩正②	7
4区	東町支店	5	渡邊和憲⑩・鈴木孝昌⑦・加茂聡子③・石川明洋①・松原勇人①	14
	富士見支店	5	河原崎信幸⑪・佐野充⑩・小林召二⑨・高崎尚紀⑥・三井康秀②	
	駅南支店	4	篠原松太郎⑩・芦澤盛二⑦・渡邊一弘③・三澤啓介②	
5区	北支店	7	遠藤壽男⑧・後藤寛司⑥・小林一天⑤・石川信之④・佐野力也④・西川達夫②・吉田弘宣②	13
	淀川支店	6	黒松健太郎⑦・若林眞治⑦・高木信周④・橘正人④・佐野克弥③・浅井大志②	
6区	富士根支店	8	石川久男⑫・鈴木宏明④・市川行利③・後藤修一③・佐野匡哉②・望月史生②・横山速人①・渡邊智司①	8
7区	芝川支店	6	増田秀次⑪・芦澤健太郎⑦・後藤裕史③・四條博司③・佐野裕康①・寺西隆①	6
8区	上野支店	4	渡會眞勝⑩・清功⑦・清信一②・井出俊輔①	7
	上井出支店	3	渡邊一敏⑨・竹川満康⑧・竹川将樹②	
9区	富士支店	3	佐野一⑦・田村洋⑥・西川泰彦⑤	14
	鷹岡支店	6	前嶋一及⑬・小長井徹⑫・佐野寛④・小林哲也③・山梨祐介①・渡邊俊①	
	松岡支店	3	北條雅洋⑩・望月幸男⑨・石切山好行④	
	新富士支店	2	川久雅弘⑦・植田昌明⑥	
10区	吉原支店	9	窪田誠⑩・田口一政⑨・一ツ山繁⑧・井出直樹⑦・小長谷良和⑦・渡邊芳郎⑥・石原臣哉②・滝口陽子①・平野真①	13
	国久保支店	4	井出正則⑫・鷺坂恭伸⑧・志田直史④・石川雅博③	
合計		99		99

(注) 氏名右側の数字は就任回数 敬称略 就任回数順

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人代表者等役員90%、個人事業主10%

年代別：70代以上35%、60代26%、50代23%、40代16%

業種別：製造業32%、卸売・小売業24%、サービス業13%、建設業16%、不動産業5%、その他10%

※業種別の構成比は法人役員、個人事業主に限る

店舗及び店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

営業地区 (令和5年7月1日現在) **静岡県** 富士宮市、富士市、沼津市 (旧田方郡戸田村を除く)、静岡市清水区 **山梨県** 南巨摩郡南部町

店舗のご案内 (令和5年7月1日現在)

金融機関コード 1507

店番	店舗	所在地	TEL	FAX
11*	本 店	〒418-0064 富士宮市元城町31番15号	0544 (23) 3111	0544 (26) 0343
1	神 田 支 店	〒418-0066 富士宮市大宮町3番14号	0544 (27) 3321	0544 (26) 0149
2	西 町 支 店	〒418-0056 富士宮市西町26番14号	0544 (26) 5194	0544 (26) 0319
3	東 町 支 店	〒418-0077 富士宮市東町11番3号	0544 (26) 8194	0544 (26) 0322
4	北 支 店	〒418-0054 富士宮市光町7番7号	0544 (27) 5141	0544 (26) 0324
5	富 士 根 支 店	〒418-0022 富士宮市小泉467番地の9	0544 (27) 2826	0544 (26) 0327
6	芝 川 支 店	〒419-0315 富士宮市長貫1105番地の7	0544 (65) 1151	0544 (65) 2377
7	上 野 支 店	〒418-0114 富士宮市下条307番地の3	0544 (58) 1211	0544 (58) 3473
12	富 士 見 支 店	〒418-0014 富士宮市富士見ヶ丘463番地の1	0544 (23) 1811	0544 (26) 0328
15	駅 南 支 店	〒418-0075 富士宮市田中町930番地の4	0544 (24) 4111	0544 (26) 0329
16	淀 川 支 店	〒418-0041 富士宮市淀川町35番16号	0544 (24) 8111	0544 (26) 0339
17	万 野 支 店	〒418-0001 富士宮市万野原新田3072番地の6	0544 (26) 1111	0544 (26) 1114
20	上 井 出 支 店	〒418-0103 富士宮市上井出34番地の3	0544 (54) 3333	0544 (54) 3335
	本 部	〒418-8686 富士宮市元城町31番15号	0544 (23) 3120	0544 (23) 6222
	みやしんお客さま相談プラザ	〒418-0054 富士宮市光町7番7号 (北支店1F)	0544 (28) 5665	0544 (24) 8700
	みやしんサポート相談室	〒418-0054 富士宮市光町7番7号 (北支店1F)	0544 (27) 3344	0544 (27) 3367
8	富 士 支 店	〒416-0907 富士市中島392番地の8	0545 (61) 7741	0545 (61) 3148
9	吉 原 支 店	〒417-0052 富士市中央町3丁目12番5号	0545 (51) 8111	0545 (51) 0090
10	鷹 岡 支 店	〒419-0202 富士市久沢849番地の1	0545 (71) 9111	0545 (71) 9882
13	松 岡 支 店	〒416-0909 富士市松岡1163番地の2	0545 (61) 5522	0545 (61) 3169
14	国 久 保 支 店	〒417-0061 富士市伝法2046番地の3	0545 (53) 5311	0545 (51) 2696
18	新 富 士 支 店	〒416-0944 富士市横割6丁目6番23号	0545 (62) 5911	0545 (62) 6866

※ 外資両替店

店舗及び店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内

店舗外キャッシュサービスコーナーのご案内 (令和5年7月1日現在)

- イオンモール富士宮 (ATM)
 - 富士宮市役所 (ATM)
 - オギノ富士宮弓沢店 (ATM)
 - JR名古屋セントラルタワーズ (ATM)
 - JR名古屋セントラルタワーズスカイシャトル (ATM)
- ※ ATMとは現金自動預金・支払機、CDとは現金自動支払機の略称です。
 ※ ●は当金庫設置のATM、●は他金融機関との共同設置ATMです。

- ATM・CDは土曜日、日曜日、祝日もご利用いただけます。
(富士宮市役所ATMは除く)
- 当金庫の店舗内ATM、イオンモール富士宮ATM及び富士宮市役所ATM、オギノ富士宮弓沢店ATMでの、当金庫発行のキャッシュカードによるお預入れ、お引き出し、残高照会、記帳に係る手数料は無料です。

店舗内ATMのご利用時間

設置場所	平 日	土 曜 日	日 曜 日・祝 日
各店店舗内	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00	8:00 ~ 20:00

店舗外ATMのご利用時間

設置場所	平 日	土 曜 日	日 曜 日・祝 日
イオンモール富士宮	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00	9:00 ~ 22:00
富士宮市役所	8:30 ~ 18:00	—	—
オギノ富士宮弓沢店	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00	9:00 ~ 21:00

- コンビニATMや提携金融機関のATMにおける手数料は所定のATM手数料がかかります。
- 他金融機関発行カードやクレジットカードについては所定のATM手数料がかかります。



令和5年7月1日現在

主な手数料一覧

(手数料には消費税が含まれています)

■ 当金庫のATM利用手数料

曜日	取扱時間	当金庫カードご利用の場合
平日	8:00～20:00	無料
土曜日	8:00～20:00	無料
日曜・祝日	8:00～20:00	無料

(注)店舗外キャッシュサービスコーナーの取扱時間は異なります。

■ 振込手数料

種類	金額	当金庫本支店宛		他金融機関宛
		同一店内	他店	
窓口扱	3万円未満	220円	330円	660円
	3万円以上	440円	550円	880円
文書扱	3万円未満	—	—	660円
	3万円以上	—	—	880円
自動機扱	3万円未満	110円	110円	385円
キャッシュカード扱	3万円以上	330円	330円	550円
自動機扱	3万円未満	110円	220円	440円
現金扱	3万円以上	330円	440円	660円
WEBバンキング(個人)	3万円未満	無料	110円	275円
	3万円以上	無料	220円	330円
その他	3万円未満	無料	110円	385円
EBサービス	3万円以上	無料	330円	550円
送金振込組戻手数料	1件(1枚)につき			1,100円

(注)自動機扱とは、ATMからの振込・替自動振込を対象とします。その他EBサービスとは、WEBバンキング(法人・個人事業主)及びHBサービス、FBサービス、WEB-FBサービスです。

(注)目が不自由なお客さまの窓口振込の手数料はATM手数料と同額になります。

(注)自動機扱での現金振込は10万円までです。

■ 当座預金関連手数料

当座預金開設手数料	金額
登録料	5,500円
署名判印刷サービス	
小切手帳(1冊50枚綴)	1,210円
約束手形帳(1冊50枚綴)	1,210円
為替手形帳(1冊50枚綴)	1,210円
小切手帳(1冊50枚綴)	1,100円
約束手形帳(1冊50枚綴)	1,100円
為替手形帳(1冊50枚綴)	1,100円
自己宛小切手帳(1枚)	550円

■ 両替・硬貨入出金手数料

(1件あたりの手数料金額(消費税込))

取扱区分	紙幣・硬貨合計枚数	金額		
両替機 ※1 9:00～15:00	1～49枚	無料		
	50～500枚	300円		
	501～1,000枚	500円		
	1,001～1,500枚	800円		
紙幣については1回の両替枚数は200枚までとなります				
取扱区分	紙幣・硬貨合計枚数	両替	硬貨入金	硬貨出金
窓口両替 硬貨入出金 ※2	1～49枚	無料		
	50～500枚	550円	無料	550円
	501～1,000枚		1,100円	
	1,001～1,500枚		1,650円	
	1,501～2,000枚		2,200円	
以降、500枚ごとに550円を加算した金額となります				

※1両替機での両替手数料のお支払は、100円硬貨のみのお取扱いとなります。

※2窓口の場合、両替枚数は持参または交付の多いほうとし、同数の場合はその枚数となります。

・同一のお客さまから一営業日中に複数枚の両替依頼票あるいは複数回に分割して両替のご依頼をお受けした場合には、それぞれの枚数を合算して手数料をご請求させていただきます。

・営業係によるお取扱いも対象となります。

《無料となるお取扱い》

以下の窓口両替・硬貨入出金は、無料でお取扱いします。

- ・記念硬貨の交換
- ・給与支払いのために行う金種指定の出金
- ・PTA、町内会費、自治会費、学校関係、募金、義援金、寄付金等の入金

■ 融資関連手数料

不動産担保関係	極度額・債権額5千万円超(新規設定)	55,000円
	極度額・債権額5千万円以下(新規設定)	33,000円
	住宅ローン事務手数料(新規設定)	50,600円
	債務者の変更	33,000円
証書貸付関係	極度額変更・担保物件変更 順位変更・一部解除 追加担保設定・全部解除(根抵当権のみ)	22,000円
	住宅ローン	
証書貸付関係	消費資金	
	線上当済又は一部返済	11,000円
	貸出条件変更	11,000円
	固定金利選択(固定金利継続)	5,500円
	消費資金	
	線上当済又は一部返済	3,300円
証書貸付関係	貸出条件変更	3,300円
	事業資金	
	線上当済又は一部返済注1	22,000円
証書貸付関係	証書貸付期限前繰上げ返済注2	別途算式
	貸出条件変更	22,000円
	当座貸越関係	
事業性	貸出条件変更	22,000円
その他の融資関係	債務者の変更 (不動産登記以外の変更)	33,000円
	保証人の変更	33,000円
融資証明書発行手数料(1通)		2,200円

注1 別に定める特約書「期限前繰上げ返済手数料」を徴求する場合は除きます。

注2 別に定める特約書「期限前繰上げ返済手数料」徴求済の先です。

* 金利変更のみの場合(住宅ローン除く)、保証人の変更、個別預金担保の融資に係るもの、繰上げ返済時の残高50万円未満、相続人・連帯保証人からの全部又は一部弁済、契約書に繰上げ返済手数料の記載のないもの、増額を伴う既借金の繰上げ返済は手数料不要です。

■ 代金取立手数料

電子交換所	即時入金可能な手形・小切手等(※1)	—
	期日管理が必要な手形・先日付小切手等(※1) (1枚につき)	660円
個別取立(※2)	電子交換所不参加行宛(1通につき)	1,100円
不渡手形返却料	1通につき	1,100円
取立手形組戻料	1通につき	1,100円

※1 お客さまのご依頼により、当金庫が期日管理して取立手続きを行う場合にお支払いいただきます。お客さまの口座に即時入金となるものは無料です。

※2 電子交換所に参加しない金融機関を支払場所とする手形・小切手など郵送対応が必要なものは手数料をいただきます。

■ その他の各種手数料

項目	単位	料金
ICキャッシュカード発行手数料	1枚	1,100円
CDカード・ICキャッシュカード・ローンカード再発行手数料	1枚	1,100円
通帳・証書再発行手数料	1通	1,100円
当金庫指定書式による残高証明書発行手数料	1通	550円
その他の書式による残高証明書発行手数料 (住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書は除く)	1通	1,100円
取引履歴発行手数料 (預金取引明細票・融資取引明細票・当座勘定照合表)	10枚毎	220円
個人情報開示手数料	1件	880円
夜間金庫使用料	月間	4,400円
貸金庫使用料	年間	13,200円
未利用口座管理手数料 (令和5年5月1日以降新規開設口座)	年間	1,320円

FUJINOMIYA SHINKIN BANK
DISCLOSURE 2023